



特 29
261

緒言

凡そ事正史の徵すべきわれぬ閨巷間訛傳を誦するあこも
深く要ふるに足らずといへども獨り近古民間の事實を至
てゝ正史の傳ふるものなきを以て俗傳百出徃々實を失ふ
者少からず稗說小說の如きれ故らに異事を作造し虛誕を
粧飾して兒女を悦しむるを務め殊ふ戯曲に至てゝ異事を
作造するのみならず徃々善を誣ひて惡とし邪を庇して止
むするの類多し世移り年久しきふ及び遂に訛傳を信し實事
の反て虚偽に付するものあるは實に浩歎ふ堪へざるなり
頃日近世の野史雜書を涉獵し苟も事の實傳に係るものあり
れバ抄錄して參するに異説を以てし校訂刪正遂に積て數
冊を成す友人來てこれを活字に付して世に公にせんと

寶

事

譚

初

編

○

累

の

實

說

松

村

操

編

輯

下總國岡田郡羽生村の羽生山法藏寺に累が由來を記せし
 懸給有りて傳ふるところ實に詳らかな此の寺の門を入
 りて右の傍に百姓與右衛門が代々の石塔有りその中ふ累
 が法名い歸眞理屋性貞信女と錦りて傍らに承應二發已天
 八月十一日と鏑そへ有り又與右衛門の家にへ今も祐天僧
 正の序を記されたる過去帳等有り抑も累が實說を記さむ
 に今ひ昔下總國岡田郡羽生村の百姓ふ與右衛門といふ
 鯉夫ありけり氏の堀越なりといふ同郡の横曾根村に住め
 る寡婦の男兒一人持ちたりしを迎へどりて妻としナラ
 その兒の容貌最くして世にたゞへん方なき片輪ぬる姿
 が

一 一りければ與右衛門これを憎むこと限りなく常ふ此の子兒

のあらんにハ妻をも去らなんと罵り恕りければまゝりる
くに思ひ煩ひて我が身にハ替ゑがたしとて慶長十七年四月十九日此の童を網川のほとりへ連行きて親として子兒を殺せり鳥野獸にも劣りたる業なれど是も前生よりの約束事なるべければ恕せよかしこて終に無慘にも横堀へ投入されて殺したり此時投入れたる童の年ハ六歳ふて名を助と稱せりか・りければ與右衛門ハ能くぞ彼の醜兒を殺し入つる足にて目障りの邪魔ハ拂ひたりとて其の殺せしを賞め悦びて以前ふ増して睦しく暮しけるが翌年にいたり妻身して一人の女を生めり然るにその容貌彼は殺せし助につゆ違はぬ片輪者にて其の上に生る、間もなく重き

疱瘡にかゝりければ其痕顔にのこりてこれを物に辟へん
に黒にテ二眼と見るべうもあらずそれへにあくまで茲
彼の助が重ねて生れ來りしものならんとて異名をかさ。足
累が年ごろなりたる後與右衛門大婦の者ハ世を去りけ
ればかね一人にて暮したりそのころ六十六部廻國の修
行者が此の村にさすらへ来て農家へ雇はれて耕作せ手助
けなどしたる者有けるを里人らがかるるゆきのとて可侍
で一人で居らるゝものにもなけれど幸ひアノ修行者ど
の

四

を婿にしたらば好かるべしとて媒酌したりしに修行せても
かみて累の家にハ七石ばかりの田畠を所有して有りを聞
きねたれば累の獐魄ふハ辟易それとも田畠ふ思ひをかけ
て終に婿になりその名をも先代の名を襲ぎて與右衛門と
改めたりかくて暫らく住みたるが累の心れいかにも姦ま
しく白しといへば黒しとまげ直一といへば曲れりと僕翁
一として與右衛門の心ふ逆はざることなく且つ容貌の醜
きをも顧りみず嫉妬の心あくまで強くして與右衛門が萬
一他の女と立談ふてもするときハ怒りたけりしかば與右
衛門今ハ堪へかねて家を去らんとも思ひしが彼の田畠に
思ひをかけて折角入婿となりたるものを今更去るも殘念
なりいかで此の女を殺して家を押領し良き妻を以ら迎へ

んものをとて窺かに殺さんとをのみ思ひ廻らしたり比ハ
承應二年八月十一日のとなるふ與右衛門思ふ旨われば
妻のあさねを引連れて絹川向ふの島へ豆刈りに行きける
が終日刈りとりたる豆を二ツの荷につくり黄番過るころ
重き荷の方をかさねに背負せ自身れ軽き荷を負ひ姿にのみ
重き荷を背負せらるゝ不人情の限りなりと言ひ出しか
たるを與右衛門ハ今暫らく忍びて行くべし絹川を渡りな
ば其方の荷をも残らず我が一人にて背負ひ行かんと欺しな
がら摺合の渡しをねたり絹川の西の岸をのほり飯沼の
弘經寺の邊りを過て羽生村にうつらんとせしが此所に最

五

六と大なる横壕のめりたるを是れぞ幸ひなりとて四邊に人
なきを見すまして與右衛門うしろより累を横壕目がけて
眞逆さまに突落しわざと驚きたる聲音ふてや、過ちした
るや救ひて得せんと言ひながら豆荷を傍に打捨て續ひ
て飛入り救くる体に先てなしてあくまで累を泥の中へ突
入れてアレイくと叫びながら起上るを取て押へ眼口の
きらひなく砂を握み押し込んでなぶり殺しにしたりしハ
無惨といふも愚なり此所へ即ち彼の助が母のために沈め
られし所なりその時報恩寺村清右衛門といふものが行か
りて樹陰ふ隠れて窺ひけるをば與右衛門つゆばかりも
知らざりしとなんうくて與右衛門の家に歸り近所の人々
に妻のかさねの誤つて水に溺れて死したりと披露して

死骸をば羽生村の寶藏寺ふ葬りて戒名を歸眞理屋性貞信
女承應二癸巳天八月十一日と鐫りたる石塔を立てたりと
ぞ此の頃末を零ば知る者ありといへども累の親族とては
絶えて無かりければ彼れ是れと事荒だて、言ふものもな
く其ま、止みにけり與右衛門の仕濟したりと悦びて終に
其の家を已がま、に押領し心にうなへる妻を幾人ともな
く迎へたれども何れも子無くして世を早うしけるが最後に
三ふなりける年寛文十一年八月中旬のころ此母もまた身
まかりぬ此年の十二月のころ與右衛門の後妻の甥なり
し金五郎といふを婿にとりてお菊に妻あらせやがての家
七を繼がしめんとせしに翌年正月よりお菊不圖病ひふゆま

されて例ならず煩ひけるが廿三日には口より泡を吐き口を
恕らし父與右衛門を屹度睨まへていふやうにわれは二十
年前に絹川のはとりふて利主に殺されしるさぬなり最後
の有りさまへ法思寺村の清右衛門も能く知れるその怨み
を報はんため來れるなり思ひ知れよとてさまくに口放
り罵りければ與右衛門の驚き怖れて生きたる心地なく怒
せくと言ふより外に術も無ければ金五郎も是の恐ろし
き事ともなりとて賣家へ逃歸りて再び頭をさへ出さずな
きければ組合の百姓ともにこれを聞きて是の捨置くべき
にあらずとて急ぎて村長ふかくと告げければ名主の三郎
左衛門年寄の庄右衛門等が相談して醫師陰陽師などを招
きて種々に心を尽せどもその甲斐なくお菊の病ひります

烈しくなるのみなれば終にいなかへせんとて倦み
果てたるばかりなりこゝに其の頃祐天僧正はまだ年二十一
六にて同郡の弘經寺に遊學しておられしが此の由を漏聞
きて僧れ不懲のどもなり救得てとらせんとて同侶二三人
を具して與右衛門の家にいたり經を誦み十念を授けな
を發して曰く極重惡人無他方便、唯稱名字、必生我界と今す
でに應無くして暫願空し靈山の世尊もまた聞け六八の願
を示し自から勸證して曰く我見是利ど今既小聴なし是れ

十

何の利をか見る恆砂の諸佛舌相証明すとも誠とするに足
らす若し我が言ふこと謬りあらば金剛神をして我が首を
打ち碎かしめよもしそれ稱名竟に功験ながらんにれ我れ今ま
より戒を破り俗に還り外道を學びて佛法を滅ぼさんとぞ
罵しりけるさて再び本のお菊が臥したる枕邊にて念佛數十
遍せられけるに冤鬼忽ち去りてお菊が病ひはトめて愈
おぬ僧正やがてかさねが法名の字をうるはしく改めて贈
り又た阿彌陀佛の名號のかたはらに理屋照貞禪定尼寛文
十二子年三月十日と書きてお菊ふ與へられぬ是れ後の世
までも與右衛門が家奉持する懸字なりかくてお菊が病
見ゆる復しけるに同年の四月十九日の朝より又忽ち狂ひ出し
て胸痛やくとて惱むこと甚し村人また前きの物の怪けの
つきて惱ますにこそと驚き合ひて祐天僧正の許へ告げ
れば僧正再びお菊の家に赴きて枕上に近よりて問はる、
やうかさねが死靈ひすでに得脱して天上に生れぬ志かる
に今かく菊をなやすり何ものぞと詰られければ息の下
にて助にてふと答へけり僧正里人を呼びてさる者あり
きやと問はるに一老翁有りて答へていふやう昔し志
トのとみて母が絹川に沈めて殺せしよし聞き傳へぬそ
の後雨のそぼふる夜などに絹川のべにて小童を見たる
ものありかれが冤鬼にていふべしかさねが殺されしも同
ト所にてこそいへいかに悲縁深きものとてかほらふ
らんアナ恐ろしくと舌を巻きてやしければ僧正領づき
てやがて單到真入といふ法名をあたへ十念を授けられけ

一十

れば物の怪たちまちふ去りてお菊が病なごりなく癒へぬ
さてのち與右衛門も過ちを悔ひて髪を剃り佛門に入り名
を西入と改めて一心念佛稱名し延寶四年六月二十三日
往生を遂げたり又お菊も尼になり徒弟の末にも加りなん
と僧正に請ひたるに僧正へと下めさせて父の家永く絶
ゆべければ思ひ止めよかしどてひたすらに制されければ
家を繼ぎて子孫まで出來て後享保十五年五月三日享齡七
十二ふて身まかりぬ石塔に榮譽不生妙槃と鐫り過去帳に榮
譽妙槃比丘尼享保十五戌天五月三日とあるしたる即ち
是れなり

此の事を始めて狂言に作れる「伊達競阿國戯場」にて作
者立川焉馬なり此の狂言を作るにあたり下總の川の
名絹川を假りて絹川谷藏といふ角力者をつくりこれを
與右衛門の前名なりとし又豆腐屋三郎兵衛といふ累
の兄を作り出したる暗ふ名主三郎左衛門の名を用ひ
お菊の婿金五郎の名を假りて破落戸金五郎を作りなせ
して物の脚色仙臺騒動と合せせるものなりこれを
東京にて始めて安永七年七月中央村座に於て興行せし
其後京坂諸國に流布し終に有名なる狂言となれり

○お玄ゆん傳兵衛の實説附猿廻し與次郎の事
 西京鳥部山日蓮宗本壽寺の境内ふ在る古墳を古くよりお
 玄ゆん傳兵衛情死の墳基なりといひ傳へたり此の墓ハ凡
 そ三尺六七寸の高さふて表面に妙秋信女宗秋信士と合刻
 せり何物の好事者かれつの頃よりか縁遠き男女ハ此の墓
 に祈請それべ靈験利益ありと言ひ傳へたるふより今にい
 たり尊信する者多しといへども此の墓ハ決してお玄ゆん
 傳兵衛を埋葬せるものにあらずお玄ゆん傳兵衛の實傳ハ
 世絶じてこれを知る者無かりしが西京の某氏が京保七年
 より寶曆二年まで見聞したる事を記せる日誌あり其の書
 中元文三年十一月の條に曰く十六日の朝聖護院社の内に
 年のころ二十二三歳ばかりの男と十九か二十歳ばかりの

女と心中して首を縊り死たるを見に行たり男の金座姉あねが小路下る吳服屋井筒屋傳兵衛といふもれ女の川瑞の四條上ある先斗町近江屋金七抱へのおやまお俊ひかるといふ者なり此傳兵衛の父親なく早く世帯をもち母と二人暮しにてふと此お俊になじみたりしが内へ入る事もならず縁切る事もで此の俊の親河東堀川下立賣下る路次の内今も此の地をふ俊長家といふ傳兵衛の法華宗にて要法寺の檀家なりお俊の親方と相談して死骸をもらひ要法寺へ二人とも一所ふ埋めたるなり傳兵衛一人の母を見くておやまと心中して親に苦勞をかける大不孝ものなり又猿廻し佐吉さちきち一人の母をして上より御褒美ごほめをもらひたる河雲泥の達

ひなり云々とあり是れお亥いとゆん傳兵衛の實説なり然るに此の事を狂言きやうげんに作り「近頃河原達引」と名け興有するにあたり有の文中に見えたる佐吉さちよしを與四郎よしろうと改めたるなり且つ河野の原の達引だくひんと名けたる右の日記の同月十三日の條ふ曰く徳大寺様の御家來中村主水と下部音吉おとよしきと久我様ひさま御家來秦代様の下部五人と喧嘩けんかを乞かけ初夜ごろ河原かはらへ出て所司しゆじに切られたるより中村主水おとよしが音吉おとよしきのわたまを石いしでこづき斃おとす又伊織いおりといふ人も刀を拔てあはれ又定造じょうぞうといふ者が音吉おとよしきのわたまを石いしでこづき行けり所司代様の下部二人殺され二人ふたひとの疵きずつけられて皆みなみたるより久我様ひさま徳大寺様とくじやうへ掛合かげあとな

り中村も秦野も逐て電して逃たれを秦野の伏見でとられ中
村へ今に知れず秦野と音吉へ東町奉行所へ引渡されたり
云々又同書に翌元文四年六月の條に秦野中村へ遠島音吉
の中退放所司代の中間源助松之助の所拂ひとなれりと記
せり按するに此の喧嘩をおしゆんが事より起りたるとし
其人殺しも傳兵衛に作りてお俊と傳兵衛は情死せりとな
しゆんが兄ふ作り此の三件を附會して「近頃河原達引」と題
せるものなるべし此の狂言の作者は近松半二なり(此は事
直に霜月の末なるに顔見世)霜月廿八日打しまひたり其日の
大夫相勤候といへる看板に口上を添へて出せるよし新淨

瑠璃外題鏡に記せりさて彼の京西鳥邊山本壽寺に現存す
る妙秋信女宗秋信士の墓を世上にて専らおしゆん傳兵衛
の墓なりと言ひ傳ふるを按するに彼の淨瑠璃「近頃河原達
引」猿廻しの段に鳥邊山心中の唱歌あるゆゑに本壽寺ふわ
る墓こそれしゆん傳兵衛の淨瑠璃にある心中の墓なりと
いふべきをいつとなく誤り傳へておしゆん傳兵衛を埋葬
したる墳墓なりと思ひ違へしものなるべし抑も此の本壽
寺にある墓は由來を按するふ鳥邊山心中の唱歌へ近松左
衛門の作なること世人の遍く知るところなり此情死をな
せる男女はお染半九郎と云ふものにて鳥邊山心中の唱歌
の即ち此の事を作れるものなりお染半九郎の事へ「見聞覺
知」といふ寫本に載するところ實説なるが如し其書ふ曰く

寛永三年九月兩將軍家(台徳大猷二公)に上落のみぎり二條
城に普請奉行の附人に菊地半九郎とて年のころ二十二
三ばかりなる優男容顏美麗の若もの當春のころより頭人
と、もに京都に來り普請の勤役中堀川姉小路邊に旅宿し
て都めづらしさに折にふれ祇園邊に遊行し圖らずも祇園
町の茶店若松み憩ひたりしが此の店に年のころ十八九ばかり
の娘ぬ染といへる、其容貌の月とも花ともたとへん
かなき都風俗の美婦なるが茶を汲て半九郎が前に差出す
を見て半九郎は唯だ茫然と見られるにふ染も綻ぶ花
の色香ふさそはれ半九郎が風俗を憤からず想ひをかけし
よりいつかわりなき中とれなりぬかくて半九郎のふ染が
情に遂はだされて務めさへ浮の空にて日となく夜となく

若松にのみ遊びくらすうち光陰白駒の足より早く九月下旬
になりければ將軍家にも江戸表へ歸城の旨を仰出され
供の諸士に喜びて旅費支度を整へる中に半九郎はお染
と別る、と歎けを詮方なけれども君に別れて我のみひとり何樂
がお染もひたすら悲しみて假命一日半月なりとも君に別
れて我のみひたすら悲しみて假命一日半月なりとも君に別
れてもお伴ひてよど泣きうてば半九郎もその理あせめられ
生別れして歎かんより一所ふ死で未來にて同じ蓮の臺に
うまれ夫婦とならんと覺悟を極はめ九月二十九日の夜
對の衣裝を着かざりて鳥邊山へとこゝろざしお染の胸の
あたりを貫ぬき半九郎も咽喉を突破りしが死きれゆバ谷
間の清水の中に陥り苦痛におよぶ其折から清水寺へ朝詣

の往来人が見どがめて是れ情死か不便やと介抱するうち半九郎も遂に息を引きとりしを其ころ本壽寺の住僧某が二人の横死を憐れみて寺中に埋め墓をたて宗秋信士妙秋信女と戒名をつけ後世安樂を吊ひしとなん云々とあり又一説に之ふそめ半九郎の同胞なるを知らずして深く契りその後互ひに名乗合ひてこれを愧ぢ遂に情死したりと云ふゆゑに近松門左衛門が鳥邊山の唱歌にも同胞なる意をよくみて作れりといへり然れども此の信すべからざるに似たりとするにふ志ゆん傳兵衛の情死は十一月の事なるを以て淨瑠璃の唱歌のうちに「比しも霜月十五の月」をゆれを胸の闇」とありて前に引ける日記のごとく十一月十五日の夜に情死したるは疑ひなし是等の事を以ても妙壽寺

に在るいふ志ゆん傳兵衛が墓ならずしてお染半九郎が墳墓なるを知るべし又「染摸様妹背門松」といふ淨瑠璃に山家屋清兵衛が詞のうちに「お染といふ名の世間ふいくらもわるそれ鳥邊山の心中がお染半九郎云々」と有り接するに元禄寶永のころより安永天明の頃まで此の鳥邊山は唱歌の大いに流行したるものと見ゆ故に「近頃河原達引」の淨瑠璃にも此の唱歌を嵌めたるものなるべし又此の淨瑠璃に脚色たる猿廻し與次郎の前にもへる如く彼の孝子佐吉の事を假用ねたるなり佐吉の事の前ふ引たる日記の文ふ「猿廻し佐吉一人の母を大切にして上より御褒美をもらひ云々」であり又西京の某氏の家に享保十六年より近年にいたるまでの御職留といふ日記ありて公文類を遗漏なく纂

輯しゅうせるもの、その中に此猿廻さるまわー佐吉の褒ほめ詞ことばをも載のせたり
左さの如ごとし

東堀川一條上ル富田町

蠅子屋治三郎借家

丹後屋佐吉

二十九

此者儀幼少はうせうの砌父みきおち、佐兵衛さへゑに死別しへつし其後母のちはとみ儀眼病がんびやうを煩かづらひ終つに盲めくらとなり佐吉儀母のちめいの介病かいべう怠おこたり無く種々孝道こうどうを儘まつしひ處し近年不幸打續うちつきき父のの家業きぎょう古衣渡世こいとせ相續せいぞういたしがたきにより賤いやしき業わざをも厭うそひなく貧苦ひんくの中に母養護は、ようごの爲なめ猿廻さるまわしの家業きぎょうを致いたし未だ妻つまをも婚ゆきらず貧駁暮まつじくらし得ね共母つがふふ仕つかる事厚く少しも母はの意ごころに背そむく事なく其身そのから

れ一切美食ぜうしょくを喰くふ事なく母はに食物じょくぶつを與あたふる事叮寧ていねいにして神佛じんぶつふ供あやうするが如く又寒暑かんしよを厭うそはず稼かせぎに出いる事一日いつも覗かくろ事なく家業きぎょうの都合つがふにより夜遲よおそく歸かへり其身そのから如い何ほ程こ早く起おきて母はふ其日そのひの食しょく物ぶつを與あたへ母は少しにても氣分惡きぶわるく節せつり何迄いかほも傍そばを離はなぶる事なく機嫌きげんを問といひ段だん小前こまへの者ひとに貰くわ文ふみ被下くわへ之のもの也や

元文三年九月廿七日

さて猿廻さるまわし佐吉さよしと與次郎よしろうを作つくりかへたる事を按あんするに其そのころ印さきの與次郎よしろうと異名いなする物乞こひひあり音曲類纂おんきょるいんそんなど、いふ古本こほんに載のせたるところに據すれば草保くさほの末すゑに叩たたきの與次郎よしろう

郎とて手に古びたる扇をもち掌を叩きをかしげなる顔をして淨瑠璃を語り又ハ世上の事共に節をつけ叩きながら戸毎に立て錢を貰ひ歩行し者ありたるよりこれを眞似る錢乞の者多くありこれをふしなべて叩の與次郎といふ云々と記せり又馬琴が例の「匂傳實々記」にも叩の與次郎の事を舉たるところ有り或る人いひらく此の佐吉も其節の形をとりて鞭にて地を叩き猿廻し節を唄ふたるがゆゑに與次郎節の猿廻しが褒美を貰ひしと市中の噂さ高く本名を言はずして與次郎の猿廻しといひしゆゑ直に狂言に其の名を假りて作りたるものなるべし

○二代目高尾石井常右衛門の實説

二代目高尾世に石井高尾といふ高尾數代のうち尤も全盛を以て當時に聞えたり此の妓き石井と號せるをハ由來有るとなれば左に其實説を掲ぶべし其こゝろ近江の國彦根の城主井伊掃部頭直高君の家臣に石井吉兵衛元政といふ人を有りけり(演劇及び俗説にて)常右衛門と名を變す二男なれども其才衆人よずぐれたれ特旨を以て新たに家祿を賜はり一家を起^{ハシ}直高君よ仕ふるが文武二道よ通せるのみあらず詩歌管絃等の遊藝よ達一日夜直高君の側よ近侍として職務に怠りなかりむかば君も深くこれを愛し恩遇優し侍の江戸へ下られければ御供して同トく江戸に來り藩邸に儒

居しけるが其の年の事にや或る人の誘引又まかせて新吉原の廓に遊び三浦屋又て二代目高尾を迎へて一夜の枕をかはしけるにいかなる前世の契りにや互ひよ思ひ思はれて高尾も深く吉兵衛を慕へば吉兵衛も亦た高尾との忘却して此の世へふろか未來永々までの夫婦よならなんと言替ひせしに其の年も早や暮れて翌年の春ともなりぬるが通ひなれたる路みちなれば二月の餘塞よさくも袖に覺えず三月の花もうつらふ頃となりたりけり實にや事物にへ限り有れば千年よ添ふ例有りて或る客の履はきく高尾の許へ通ひ來ぬるも

のありしが終に身受せんと定められて此由ゆゑをさらくと玉章に認めて吉兵衛の許へぞ送りけける志かるに此の日ひ井伊家いのいに於て吉兵衛の許へぞ送り列ゆ�りて頻うびりよ和歌と詠よみトゐたるよ午過ごくわぎのほど高尾の許へより遞おひたしく玉章とぞきて悉そぞしきとぞ認めなけれど申すとこのあれば只今御通ひあれども和歌の會くわいと催さいされば過ぎざれば詮じみ方なく胸むねをいためて居たりしうち其夜も早や更けて和歌の會全く終りて人々の家いえより歸かへりたるへ殆ほとんど辰の刻ばかりなりけり吉兵衛も席せきを退じきて邸内いぢうちの限制を

堅く閉ぢられ出るとなれば函谷の關へ雞の空音に開けしとかやアハレ心ある雞ならば嗚せよかしなど、はかなき事を思ひつゝけて悵然と一て孤燈の下に坐しゐたるに折しも月をほゞくと打敵きて同勤の若輩二三人入ぬ來りていふやうへ晝のほどより吉兵衛の容貌等に語られよど申達しければ斯くへ故く訪來れり包まず吾はれ一かどハツと一時へ驚きしが胸と静めて是へ添けな病まひどても起らざれば各々く方々へ御覽せられ候通り殿へ

十三
舍に歸りけるが最早刻限を過ぎるとなれば出入の門を
よしなよ傳へてたべ早や夜も漸く更けたれば疾く立踊り
よて休息あられよと仔細もなげよ答へければ吉兵
輩へ館へ歸りて此の旨を直高君に復命せしに直高君れつ
くと考へられて是へ愚なるもの、知るところよわらず
す疾く吉兵衛もいかゞのとどへ思へども君命よ
衛の歎舍に赴きて殿の御召なれを即時に出頭いたされよ
と命を傳へけれども吉兵衛もいからず御前よ侍候し
なれを默じがたく時も移さず御前よ侍候しぬ直高君の吉
兵衛を見たまひて汝ぢ今日不快の体嘸かゝ雞儀ならん邸
内のみの歎舍へ狹ふして保養も心のまゝにありがたけれを足
りとて手づから一個の木枕を取て賜はりぬ吉兵衛の君恩

の天より大なるを感謝して押戴き其ま、吾が舎へ歸らずして急ぎて邸の門と出で枕を携へたるま、辻興を飛ばせ風を切て日本堤へ赴き一が漸うよ一て引四ツの鐘音信して無一今田町より土手へ上る邊ふ紅雀屋其後斷絶しる、ころ廓の揚屋紅雀屋へぞ至りける、紅雀屋其後断絶しり是れ即ち昔の地なり内より皆よく出迎へて是れ石井さまで候か遅かりし先刻より度々三浦屋よりの御使にまで急ぎ出行しが間もなく女房の心の長さよイテ一走り往て來んとげに駆け來りて大變なりくと告げれど吉兵衛へ大變と

何事ぞやと問ふに女房へ息もつきあへず高尾どのへ自害したりと言ふにぞ吉兵衛へ大よ驚きてそりしなしたり仔細ぞ有らん疾く赴きて譯を問はんと三浦屋へ駆往きて高尾の傍に立よりて吉兵衛參りたり何とて斯くへ早まり一ぞと聲高らかに呼びければ高尾へ最期の息も絶えぐに吉兵衛が裾にすがりて眼と見開き吉兵衛の顔をながめ一言の詞もなく粲然笑ひしが此の世の名残にて其ま、打あき見廻せ心一通の書有りて上に書置と認められばみなくぬ人の身請と事定りたれどて石井の君と深く接ひし甲斐もなう思は及びがたきとなれば今日君の來りたまひなむ俱に死して

西の御國よて添ひまゐらせんと待ちつるよ夜も半を過れ
ども君の來ませねばひとり先だち死をいそぎ操を立んと
てかくこそ思ひきはめ、之べりぬ尙ほ無き跡をも忘れず訪
らひたまはらば來世よて待ち申さんと事裏れに書きたれ
よ咽びしがかゝる歎きに逢ふうへん主君より給はりたる
此の枕とも何にかせんと言ひつゝ不圖抽斗の内を見るに
黄金の色纏きければ是へ仔細ぞあらめと引出を引きたれ
ば中より數百の小判さらくと四邊を照りて群り出けれ
れば吉兵衛へますく驚きてやがて邸の方を遙拜して斯
る厚き君恩を蒙りて何時の世にかへ報ひまゐらせんと暫
し黙然として居たりしがやがて枕の内の黄金を以て高尾

の菩提を吊ひ僧を迎へ經を誦し厚く野邊の送りを營みけ
り其の後吉兵衛は只顧此の事をのみ悲みてうつらくと
日と送りけるが終よ病となりて引籠りてゐたりしに此の
年も早や卯月となり直高君又ハ本國へ歸城されければ吉
兵衛も御供して江戸と立出しが深くも浮世のはかなきを
事を廻ひたるに頗りに許可もなかりしが近江の草津驛に此の
いたりとき始めて暇を給はりしかば打喜びて終よ髪を
此の時年僅に二十なりしが其後學徳大よ進みて佛道のみを
ならず禪餘の業にハ詩文よりも妙を得て末世に高徳の名を
遺せる深草の元政師と即ち此の石井吉兵衛の事なりけ

○八百屋お七の實説

八百屋お七の事へ世傳ふるところ數々説あれども皆な信ずるに足らず就中演戯みて、吉三郎といふものをお七の情い人なりと作りたれども是れ甚だ謂れなきとよして例の妄情す。江戸の足軽に山瀬三郎兵衛といふ者有りけり本國より屢々賀、江戸の邸より勤番して本郷の上邸より居せるとも多かりし。近邊より奉公を望まず寧ろ商人となるこそ心安ければ再び聊の知己もあれどこれを便り終に青物店を太郎兵衛と改め、駒込追分片町なる某寺の門前に開き名を太郎兵衛と改めたて商業一途よ勵みしかば其日を安くと送る身となりた。

り志かるに太郎兵衛年老ゆれとも夫婦の中に一子無ければ常にこれを愁ひて日ごろ信する七面大明神へ靈験最著なれハ祈請を懸けなば應驗あるべしとてそれより夫婦朝夕七面尊神と拜シアハレ我より一子を授けたまへかと一心よ祈りけるに其後妻姪みて終より一女を生めりこれをお七と名く時々寛文八年戊申なり一世に寛文六年丙午とするハ謬まりなり夫婦ハ大よ悦ひて愛し育てける又光陰矢よりも疾くお七も最早年ごろよなりけれバ夫婦ハ天晴れ良き姫を迎へて考後の樂みとなし初孫の顔をも見たきも矢災起りて見るゝ四方よ延焼し太郎兵衛の家も一炬の灰塵となりければ先づ然るべき方へ一時立退かんとて

其の弟の住持たりし小石川の圓乗寺へ親子三人暫し寓居したり志かるにかねて此の寺よ寄食せる幕府の家士山田重太夫の次男左兵衛といへる少年あり一がお七がこゝに父とともによ寓居なしてよりハ朝夕顔を見合せ詞交したるが縁となり終よ割りあき中となり互ひに人知れず深く語らひ一に幾程もあぐ其の家の普請も出來上りければ父母ハ寺を辭して歸りしにお七のみ家よ歸りなば左兵衛と逢見るとの協ハねば心す、まねど亦た詮方もあらざれば父母又連れられ家よ歸りよりかくてお七ハ露ばかりの間も左兵衛の事の忘れられねば獨り胸のみ塞がりて人知れぬ涙よ沈み居りたるが終よ戀ひわびて病に臥し、と其のころ此の家よ出入りする吉三郎といふもの有り吉三郎ハ

と吉祥寺の門番吉兵衛といふもの、子よて其性質放蕪無賴にて日頃の行状悪しをゆゑ父より勘當受け一ものなれども太郎兵衛はいかなるゆゑか其のまゝ交り居りしが吉三郎へ惡才に長けたるものなれば何時しかお七と左兵衛との中をも察し知りたれば或る日お七の部屋へ忍び行きて詞を巧みにして左兵衛に遇へせんと欺きければ世間の頼み神物なりとて金を渡しけるを吉三郎へ受とりて身の上を後も屢々往きてへお七はり艶書をとりてこれを圓乗寺へ持往き左兵衛に渡し又た左兵衛より返事をとりて其の七を睨ばせ其度ごとに金や小袖などを欺取りしが後にてお七はりて驅けやう御身左兵衛は逢ひたくば火事と云ふ

で再び家を焼き圓乗寺へ行はずしてへ望かなひがたし家さへ焼けなば懸人よ達れる、とぞかじ結ふの神の火事あれば只だ火事あらんとを祈るべしと教唆しけるよ痴情よ凝りたる小娘なれば後の難儀も知らばこそ只だ一途よ懸人されよ乘ドて物を盜まん下巧なれば旨くと獨笑して烟遙出するを割て入り太郎兵衛の家より金銀衣類を盜みとりての中を割て入り太郎兵衛の家より金銀衣類を盜みとりてなりとて忽ち引捕へて役所へ連歸り其後質を糺せしよ吉三郎へ我れの火と放ちたる覺えへなし火を放けたるへ八

百屋太郎兵衛の娘お七といふもの、所爲なりと申立てられれば直にお七を呼び出し吉三郎と對審させけるにお七へ忽ち白狀又及びより依りてお七へ當時の定律どほり火刑よ處せらるべき又事決りたるに其頃幕府の補佐たり一土井大炊頭（利勝侯）にあらず恐く（利重侯）かれを聞きて古より重罪を犯す者少からぬといまだか、る少女の重刑よ處せられたる者あるを聞かず今此の如き罪人を見るは清世の瑕疪（けいひ）といふべしとて竊かに勘解由を呼びて取てお七の罪を懲庇するにあらざれども少女を重刑よ處するを天下の面目（めんぐ）よ開（くわら）れるところ有りかつて貴殿よりお七へ十六歳（じゅうろくさい）なりと申立てられたれども能く（このだん）此段を詮議せられよ萬十五歳以下なれば縱令國禁を犯しさればとて子供のと

なれば其の罪を減ずべーと命じられければ勘解由（かげゆ）其意を得てやがて名主を呼出し十四歳（じゅうよさい）の積り又申立てべき旨内命を下したり然るよ吉三郎へこれを聞いてお七の年（とし）へ十六歳（じゅくさい）に相違なしとの證（あかし）へお七がかねて谷中感應寺（やなかんじょうじ）の祖師堂（そしどう）に奉納せし一ヶの額（がく）有り額面（がくめん）に常在靈（じょうざいり）熟山法華（じゅくさんぼけ）最寶（さいぼう）一と書きて末に本鄉（ほんごう）お七十一歳（しちじゅういちさい）延寶四年（えんぽうよんねん）より天和二年（てんわにねん）までへ六年又なれり然らば丁度（とうど）十六歳（じゅくさい）にてれいへずやと厭（あ）くまで述（の）べければ勘解由（かげゆ）も理が陳述（じんじゆ）する如くなれを法（ほう）を枉（ま）ぐべき又あらざれば終（つむ）にお七へ吉三郎と同刑（どうけい）よ處（おこ）せられたりかくて彼（かれ）の左兵衛（さむへ）へかる事（こと）どもを見るにつけ深（ふか）く悲歎（ひかな）の涙（なみだ）又咽（の）び既（すでに）自殺（じそく）せ

んとまで思ひつめしを住僧に誠められお七が後世を荫へ
んとて出家遁世して名と西運と改めたり時又十六歳なり
しとぞ其後學成り徳進みて世人の尊信淺からず諸所よ常
念佛堂を起し又諸國の靈跡の破壊せしを再興せしも多か
り一が元文二年丁巳十月物故せりといふ
お七が墓へ圓乘寺に現存せり圓乘寺の山号を南緣山と
いひ小石川指ヶ谷淨泉寺坂下にあり今へ天台宗なれど
も古い日蓮宗よて有り一ならんといへりお七の石塔の
二基立てり又佛優岩井半四郎(四代目)の建てたる碑有り
戒名を妙榮禪定尼と鐫り又天和三癸亥年三月二十九日
と鐫添へたり半四郎の碑を建たるへ寛政五癸巳年五月
のとなり

東京に於て始めてお七の狂言を演せるへ寶永五年子の
春中村座又於て大名題「中將姫」京雛八百屋お吉實の横萩
の息女中將姫(元祖嵐喜世三郎)小性吉三郎實の唐橋等相
(袖崎縫之助)と脚色み興行せり是れお七二十七回忌の追
善なり同六丑年嵐喜世三郎江戸名残狂言として再びお
七を勤む其後中絶して享保三戌年喜世三郎三十ヒ回忌
にあたり市村座又於てお七の狂言を興行せり三條勘太郎
お七の扮を其後四代目岩井半四郎度々お七をつとめて
大當りをとれり依りてお七の墳墓を再建す五代目半四
郎も亦た此役と勤めて喝采を博せり
吉三郎をお七の情人なりと狂言に脚色めるへ天和三年
喜三郎といふ少年火と放ちてお七と同時よ火刑ふ處せ

られしと有り此の喜三郎の喜の字の下の讀を零き彼の
惡漢吉三郎とよ混にて狂言又作りしものなるべし
お七の紋を世の人多く丸又封文なりと思へども然ら
ずお七の紋三ツ柏なり丸に封文へ始めてお七を勤め
たる俳優嵐喜世三郎の定紋なり喜世三郎の追善狂言の
とき三條勘太郎お七をつとめ此の紋を用ゐて大當りを
せしゆゑ是より後れお七の後より皆な此の丸又封文を
用ゐることなりたるより終に實事の如くなれり世よ
傳ふる古人の紋にハ此類多し

狂言又お七が松竹梅の三字を書いて湯島天神へ奉納せる
とを脚色めるハ本文よ見えたる感應寺奉額の事を翻案

せしよて信ずるに足らず

○小万源五兵衛の實說

世よ「五大力戀縫」といふ戯曲傳へりて小万源五兵衛といふ
もの、事を脚色めり然れども其の實說ハ大又戯曲に演する所と異なれば其の詳説を記さん元文二巳の年となり
しが薩摩の藩士早田八右衛門といふものの大坂北の新地曾
根崎三丁目大和屋十兵衛夫婦及び櫻風呂の抱へ娼妓菊野が事を脚色
また下女二人合せて五人の者を殺害せると有り源五兵衛
ハ即ち此の八右衛門また小万ハ即ち此の菊野が事を脚色
めりなり抑も早田八右衛門ハ薩摩藩大坂留主居の輿力に
して久しく留守居よ隨ひて大坂より藩邸に滞留してあ
りしが此年の五月歸國の期限來りて留主居と、も又本國
へ歸るべきととなりぬかるに八右衛門ハ國候より時計

られしと有り此の喜三郎の喜の字の下の證を畧き彼の
惡漢吉三郎とよ混にて狂言又作りしものなるべし
お七の紋を世の人多くハ丸又封文なりと思へども然ら
ずお七の紋ハ三ツ柏なり丸に封文ハ始めてお七を勤め
たる俳優嵐喜世三郎の定紋なり喜世三郎の追善狂言の
とき三條勘太郎お七をつとめ此の紋を用ひて大當りを
せしゆゑ是より後れお七の役より皆な此の丸又封文を
用ひるとなりたるより終に實事の如くなれり世より
傳ふる古人の紋にハ此類多し
狂言又お七が松竹梅の三字を書て湯島天神へ奉納せる
とを脚色めるハ本文よ見えたる感應寺奉額の事を翻案
せしよて信するに足らず

○小万源五兵衛の實説

世又「五大力戀纏」といふ戯曲傳へりて小万源五兵衛といふ
もの、事を脚色めり然れども其の實説ハ大又戯曲に演す
る所と異なれば其の詳説を記さん元文二巳の年のとなり
しが薩摩の藩士早田八右衛門といふものの大坂北の新地曾
根崎三丁目大和屋十兵衛夫婦及び櫻風呂の抱へ娼妓菊野
また下女二人合せて五人の者を殺害せると有り源五兵衛
めら即ち此の八右衛門また小万ハ即ち此の菊野が事を脚色に
めら久しく留守居よ隨ひて大坂より藩邸に滞留してあ
りしが此年の五月歸國の期限來りて留主居と、もよ本國より時計

の御説ひをうけ先頃より竹田近江といへる細工師にあつらへおきしが此時計へ尋常の品とへかへり餘程手間入りし細工なれば出立の際にいたりて成就なさりき依りて八右衛門のみへ時計出來のうへ歸國すべりて留守居れはや歸國の用意をなし、又出立の前夜に出入りの銀主等が催しみて留守居を招き送別の宴を開きしかば八右衛門とも俱み打連れて北の新地の酒樓又赴きけるに銀主らへ種々駆走よ手を盡せし中より物言ふ花こそ肝要なれとてかねて留守居の馴染と聞えしおいよといふ娼妓を呼びたり今ニ女郎の菊野といへるを枕邊より招きて其の由を語りいかでわれに代りて彼の方を慰めまゐらせんよと只

顧頼みければ菊野もかねて世話になりるる姉女郎のをなれば醉みがたしとて其夜へ留守居又添臥なして曉まで細やかに契りけり然るに是の夜八右衛門へ始めて菊野を見て其のあてやかなるに心迷ひ我れも男と生れたらんよりて一夜にてもかかる女よ伽をさせたしと思ひそめしが禍ひの端にしてそれよりへ屋敷へ歸りても夢うつゝ忘れかねて其のあくる夜北の新地さて起きしがさすがに昨夕の茶屋へ登らんも心恥るところやありけん同町の大和屋十兵衛といへる茶屋へあがりて爰より菊野を呼びたりしが菊野へかくとも知らざれば化粧せへしく出来りて二階へ登りて座としめしが八右衛門の面をつくじ見ていと卒爾にいへども御身ハ昨夜藤原の御留守居と同座な

したまへし客人にへおひさすや然るよ今宵妾を招き玉へ
 りしへ最と深き御情のほどへ有りがたけれど一度ありと
 も御留守居に添臥せし身にて同ド一座の客人に枕を駆べ
 しと人に聞えてハ妾の名もすたるとなればひらみ恕させ
 たまへか一とてすげなく坐を立て去らんとせしかば八右
 術門へ打驚き暫しと袖を引き留めて是へつれあき振舞か
 ないかにも我れへ昨夜留守居と、も又彼の席より一か
 ど留守居へ最早今朝歸國して重ねて當地よまるらぬ人な
 りよしや又た再び來るとありとも和女郎へ姉の代りして
 一夜の枕席を同ふせしまでなれば今かく愛戀る、我れよ
 添臥しなすとても誰かへ批判するものあらんいかで承引を
 たまへやと衣をもちて引戻し志なだれよれば菊野へ尙も

煩さーと笑放さんと思ひ一が八右衛門の風情を見れば切
 に思ひ込みし様子なれば遊女の僻とて忽ち胸又思案しつ
 か、る男をあやなして紋日や内証の借金の助けにもなさ
 事に託け其の夜へ坐敷のみ勤めて立歸へりけり一日見し
 さへ夢うつゝも忘られぬを親くし詞ともかへし柳に風
 のそれならで吹けバ靡かんばかりなる振りさへも見しか
 られ今ひ八右衛門へ他事を打捨て盡となく夜となく菊野
 の許へ通ひ一が菊野の心へ更に解けず只だ詞をあやなし
 く捺らへさせけるされど八右衛門へかくせば彼が帶紐
 解くならん斯うなさば女の心解るならんと兎や角心を苦

めて菊野がいふがまよく買ひと、のへて與へけるが最早
早や貯ひの黃金も盡き借るべき方も大方へ借り盡して菊
野に入れ上げたれどもいま一度の情にさへ預からざり
き抑もいかあればかくばかり菊野が八右衛門につらかり
しそといふに菊野よいかねてより堂嶋中町なる錢屋善兵
衛といへる男よ深く言ひかはし居れば他人にけつして心
を解くまゝと誓ひじとなれば八右衛門より欺き取りし金
をも密かに善兵衛とはこびて忍び逢ふと屢々なりけれ
ばれしが此の事八右衛門の耳より入りて快らず思ひとり
しも誰が詠みたりけん此のころの狂歌にいさせくとい
ふてもやすい薩摩櫛とけて菊野がすくかと思ひといひふ
らしたるが後よりこれを廓にて作りかへて一させくと

いふてもあらい薩摩櫛すかぬ此の身れたりとひ身をけづる
とてもときやそまいと節をつけ三味線に合ひして流行唄
のやうよ唄ひはやしければ八右衛門へこれを聞きて今れ
はや耐へかねておのれ一詞よ一て已れも腹切り死なんも
のをと薩摩風の意地を出して今れ斯うよと心をさだめけ
り一これより八右衛門が北の新地よて五人切の名を留
までれ事長ければ紙數限りあるを以て二編に記載すべし

明治十四年三月十七日御届

同 年同月十八日發行

(十五
錢)

編輯人

新潟縣平民
松村

出版人

東京府平民
望月

東京南鍋町一丁目七番地
兎屋誠

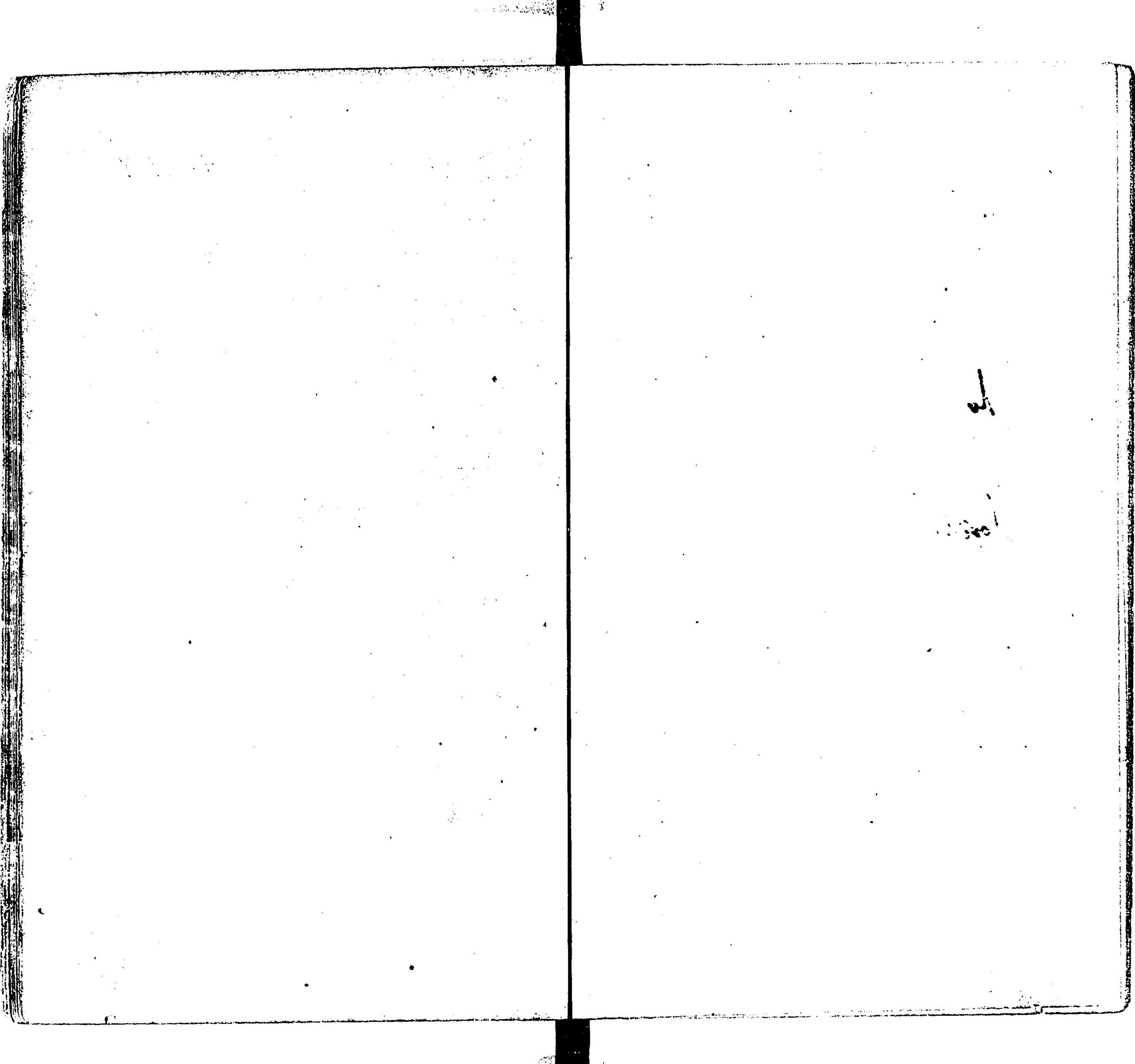
京橋區南鍋町一丁目七番地

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地
同支店

同

東京芝區三島町
山中市兵衛

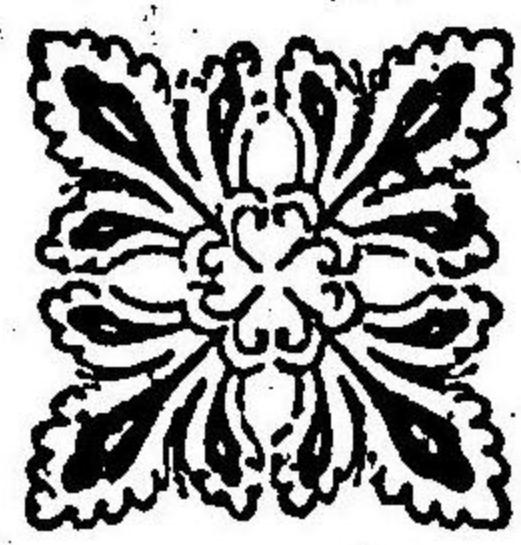


寶事ノ譚

編

二

- おそめ久松の實說
- 梅の由兵衛の實說
- 助六の實說 附總角、躑躅の意休化事
- 五人男の實說
- 小万源五兵衛の實說 (初編の續稿)
- 白木屋お駒の實說
- 佐倉惣五郎の實說



東京
清館
實事譚

○おそめ久松の實説

實事譚貳編

世久松のお染の情人として情死せし者と思ふ。大ある謬りあり是れ演戯の妄説を實事ありと信ずるの過ち又出る。

ところにして決して久松お染の情人にもあらねば情死せし者にもあらず。左に其の實傳を掲げて其妄を辨すべし。

今昔の大坂東堀油屋の側らに住居せる油屋某の娘。ふそめといへる有り二歳のときのとありしが或る日小僮といへる十三歳。又あれらの者に命じ保傅をさせたるに傍り近き土堤岸へお染を負ひ往き遊び居りしがいへり。けんお染の前の川水へ落ちしかば。大いに驚き人を駆け

急ぎ引上げたれども謬か二歳の幼弱き小女のことをあ

れべ既に死してゐたりしもゑ是非あく死體を家へ持ち歸り此山官へ届け置き菩提寺へ送りて厚く葬りけり脩てふ染が斯く非期の天死を遂げたるも畢竟久松の鹿忍より出たるあれべ憎き小童が所業なりとて戸主の腹立のあまりにて久松を奥へ連往き油絞りをくる大土藏の内へ押込め打ち忘れしが翌朝にいたり家内の者どもが久松とても故さらに造せる罪にあらずとも故さらに連出さんとて土藏の戸を開き見れば是れいから縊れ死して居れり人々も今更非何時の程みや久松の繩もて自から縊れ死して居れり人々も是れと驚きて此事を戸主よ告げけれり戸主も今更

三
を悔ひて由あき事をし
しが最早や時も後れ一こそ
れば右の旨を語りて死體をバ野崎の親元へぞ引渡しける
世の人々これを聞きて彼の土藏へ遠き離れ家よて至る
人もなく殊に家内の忙がしきに食ふもあたへず夜に入り
人への娘を自身の過ちより死にいたらせられば此上いかな
ても其のまゝ暗がりにて最と淋しさのあまり子供心に主
る憂目に逢ふやうんと狭き思想より斯く成行たらむが
いと不憫なるとあり併し兎にも角にも同日に主従死を遂
げしれはれも前世の因縁ならんと言ひ合へりとや是れ延
寶七年九月二十九日の事なり
此事其の頃世に名高かりしかば大坂豊竹座の淨瑠璃作者

紀海音ダ狂言に綴りて翌寶永八卯年四月八日が初日よ
て「油屋換の白絞」と名題を下し本朝五翠殿の切狂言に出
せしに大評判みて六月二十日まで打續けり是れお染の
事を狂言に仕組める始めなり此後明和四亥年十二月再
び同座みて曾専助の作にて翻案し染摸様妹背門松」と題
して興行せしに是れ亦た大當なりしと又た安永九年
九月朔日より稻荷篤藏座又於て「お染新板歌祭文」(作者近
ら半二)と名づけ脚色を改めて興行せしと云ふ是れも五十
餘の大入ありしと云ふ是れ等の狂言何れも久松のむ
の情け人なりとせしも此後出來る新狂言も皆ある其の虚
に據り益々妄を傳へ
これを知る者無き、
となり

欠

MISSING

○助六の實說附総角、毬の意休の事
 助六の事は世傳ふるところ數説あれども皆な信するに足
 らむ實は些小れ事蹟を附會して好事家が虛誕を作造し又
 た劇場にて演せるが也ゑ益々其の名の高くありしものあ
 るべし今は其の本據とせしものなるべしと思へるゝ説を左
 揭ぐ昔江戸山の宿又大捌助八といへる魚問屋あり人ある
 となり情剛直にして義を好み義にたがへざる行をせる者あ
 とを助け義よたゞふ者ハ豪強の士たりともこれをもるさす
 人と常若人を殺す行有りて義侠の名世に高かりしが或時人あり過て
 其の者の言ふやうハ斯くあるうへり外に番地に預けられた
 り其の者に逢ひて言たき事あらば今宵彼處へ連

往きて面會させて給られと切々請ひたれば此由助八へ傳へたるよいかなるものなかとて直ち番屋へ行て見るに未だ一面識もありき男あれば助八は其方へいまだ予が知らぬものあり何の用ありて逢ひたき由申すやと問ふに其者答へて我れ思ひぞも口説のうへにて過て人を殺したれば死をともいさざか悔ゆるところなし唯だ心懸りなるれ我に一人の老母あり我死せば養ふべき者のなげれば母に必らず飢餓又迫らん此の事のみ心頭にかかり忘られねば一且命助りて母を養ひ送りて後死に就きたく思ふなれば此場へいかにもして命を救けてたまへかもと血涙に咽びて頼みければ助八の最も哀れに思ひて孝心の者には有るまじき繰かの口論より事起り人を殺を事實に言語に絶えふる

舉動なりといへども其の至孝の心又感で、救け遣すべし母を大切にせよとて縛を解きて放ち去らしめ自から此由を町奉行所へ訴へ出ければ罪人を私に放ちし罪輕からずとて助八を獄舎へ送られ罪人を尋出すまで禁錮せしむべしとて數月間繫がれしに遂に其内みて病死せり因て死骸の親戚へ下渡されたれば同所なる易行院に葬れり其妻某の深くこれを哀みて助八が墓所へ至りて自殺しければ是をも合葬したりしと予是れ助六の出所なるべし又た寶永年中花川戸に坂澤某の三男に助六といふ者有りさしたる事業もあき者にて侠客にもあらねどいかなるやゑか少し人又も知られたる男ありしが此の助六住居の跡を今も花川戸坂澤長屋といふ不圖三浦屋の總角と深く契り毎夜

廓へ通ひける此ころ或る武家の田中某も同じく總角が許へ通ひ行きて互ひに快からず思ふうち或る日某の従者四五人が助六の歸りを待受け仲町の往還にて爭鬭を仕掛けしに助六は一人あればさんぐに打すへられしところへ菜も來りて腰ある尺八を抜とり助六は頭を打擲し罵り乙らして立去りしが此事を勧日屋といへる茶屋の若者が急き總角に報せければ大に驚き自から其場へ至りて助六をさまぐ介抱し髪の疵より血しほの流るゝを拭ひて自分が着たりし福祿の袖を引ちぎりて疵口を結ひ手當して大門より駕籠に乘せ花川戸へ歸したり此事その頃専ら世上に傳はりて人々佳話とあしたれば此の助八助六二人の事を併合して(名も似よりたれば)一人の事跡とし好事家が粧

飾して傳へたるを演劇にもものとして無比の喝采を得たるより遂に今日まで傳ふるゝ至れるなるべし
助六の墓の今も山谷易行院にあり文化年中七代目市川白猿が立川焉馬と謀りて建たる碑石あり左の如く彫つけあり

西入淨心信士 助六 榮譽貞贊 總角

助六の事を狂言に脚色し興行せし正徳三年四月五日より木挽町六丁目山村長太夫座に於て「花館愛護櫻」第二番目狂言江戸半太夫淨璃理を以て始めとぞ此時の役割に大道寺田畠之助後に助六(市川團十郎)傾城あげまき(玉澤林彌意久と改む)山中平九郎候城喜世川と改む白玉(藤村半太夫)白酒賣新兵衛實の荒木左衛門生鳴新五郎かん

てら門兵衛後くわん男伊達とも士人此作者の津打半右
徳門にて脚色へ助六が意久を敵討する趣向なり二度目
れ同六年二月廿二日より中村座武例和曾我二番目花川
郎助六實り曾我の五郎市川園太郎勤兵衛實り曾我の十
郎(中村助十郎)等終て夜切丸詮義のため助六が廊へ入込
み意休を殺して夜切丸を取返し新兵衛み渡すといふ脚
色あり三度目の寛延二年三月中村座にて「助六廓家櫻花」
川戸助六(市川海老藏等にて助六の衣裳紫に鉢巻駿鞘の
脇差一と印籠蛇の目の傘等その外脚色すにて面白く大
當なりむ也今又至るまで其形多く存り居れり其後脚
色を改めて興行せしとも皆此の三度目の狂言に則り
て小變せしまであります。

○ 鷺比意休の深見十左衛門自休の事なり自休の徳川氏
旗下の士にて本性を深溝十左衛門貞國をいふ壯年のあ
ろより隱居して髪を剃り自休と号す人とあり身體短小
あれ専も髪鬚極めて美にして額を廣く拔上げたり日々
吉原に遊びて町奴の群に入り人を困めたるとも多か
りしと寛文の初難波の梅翁が江戸に來りしこと自休其
の門に入り俳句を學びしに梅翁其の額際の拔上げたる
を見て「名月や来て見よかしの額ぎれ」と詠トたり後事に
坐して天和二年四月流罪に處せられしが廿八年を経て
賓永六年の春赦免されて江戸に歸れり因て一庵を菩提
寺の内に造り名を自翁と改む此時の和歌に「世をすてし
われをぬかく捨てぬかな窓に嬉しき有明の月」とあり

享保十五戊年三月十八日病死せり享年九十駒込片町龍光寺に葬る墓石に一應院心溪自休庵主之墓と彫りたり
 龍の意休どへ此自休の事をかたどりしものなり
 ○くわんべら門兵衛の深見自休の従僕にて町奴の徒と
 親み後又三宅鳴に流罪せられたるものなり
 ○朝顔仙平八町堀藤屋清左衛門といふ菓子屋にて
 あさがほの煎餅を賣りしに大に行はれ又清左衛門も町にて
 奴は群衆入りし者なるゆゑに狂言にてり道外形に朝顔

せん平といふ名をもうけたるなり

享保十五戊午年三月十八日病死せり享年九十駒込片町龍光寺に葬る墓石に一應院心溪自休庵主之墓と彫りたり
 龍の意休どれ此の自休の事をかたどりしものなり
 ○親しみ後まくべら門を兵衛の事を見自休の従僕にて町奴の徒と
 ○朝顔仙平川三宅鷗門に流罪せられたるものなり
 あさがほの煎餅を賣りしに大に行はれ又清左衛門といふ菓子屋に
 せん平といふ名をもうけたるなりゆゑに狂言にて外形に朝顔

藤屋清左衛門といふ菓子屋に
 姉妹は群み入りし者なるゆゑに狂言にて外形に朝顔

少

MISSING

○小方源五兵衛比賣説

(初編の續稿)

みに八右衛門の家に久しく召仕ふ奴僕あり名を伴助と
 よびて日頃忠實しく主に仕へじが先頃より主人八右衛門
 が廊通ひを心に憂ひ折もあらば誅めを入れんと心掛けた
 扱て大事に及びたれ此ごろ街巷の風説又主人の菊野
 といへる遊女に欺かれ許多の黃金を取られたまひし由な
 れが性質無慮の主人のとあれべ必ら此事に及びあん然あ
 る時に是れ一時も猶豫しがたして一日八右衛門の前
 に出て誠やらん此の頃世間比風聞に薩摩の武士何某の
 北の新地よて菊野とやらん申す賤しき賣女ようつゝをぬ
 かし數多の金を欺き取られ其上流行歌にまで唄はれて人

々に嘲けらるゝよし就て賤奴が考へ候ふにハ君にハ先頃
より彼の地に通ひ詰め給ふと聞けば若やろれにハほらざ
るかと繙かに案し参らせしに此頃の御素振何とあく合點
のゆかね事多く扱ひ人の噂さをる菊野の合手ハ君なりと
心付で候ふなり日頃より知る君の御氣質あはや大事とも
引出じ玉がんづる御氣色にて御尤もにハ候へ共よくく
御勘考候へがし抑も君の御身ハ御先祖以來御主家より俸
祿を戴かせられ萬一事ある時ハ其恩遇に報へんと誓へ世
たまへしとならずや斯く大切ある御命あるにハしたなき
賣女に思ひかへて捨てんとまで思ひたまふはともいかある
御心をや斯べかりの事ハ日頃御教訓ありし程なるに如
何ある禍神の魅入りてや斯くも正なき御振まひを思ほし

立々感立せ玉ふものがあとで涙を濺ぎて諫めければ八右衛門も
ひたと思止り片時も早く歸國の用意取急ぐこと肝要あれ
とて遂に菊野の事へ止りけるがとくに先頃よりの放蕩に
是れにハ大よ困じ果ていからせんと思ひ煩ふ折しも其
て彼の時託代金百兩のうち二十兩あまり遣ひ捨てしかば
ふ者あり伴脇聞くより心得て懸金はずして請ずればやが
て入來る一人の武士あり是れ即ち八右衛門の傍輩ある宅
之進姓を逸すといふ者にて八右衛門の父が武術の門人に
多ければ異見をも加へんとて密々訪らひ來たりしあり扱そ
て日頃莫逆の友たれべ此ごろ其の容子の合點ゆかぬもの

宅之進の詞を正し此ごろの素振只あらぬ事を詰り問ひし
に入右衛門の先刻伴助と折諫せられ何事も前非を悔ひし
折摺あれど包まず是までの有りし次第を打明し身の行狀
へ向後謹の上にも謹を加ふべき心得あれど只だ當惑せる
金子ありと後の時計代の不足を物語りしかば宅之進も
聞て一時の驚きしが遡事の諫めず既往の咎めじ只だ將來
を慎みたまへ金子の事如何やうとも拙者が調達なしま
むらせんと早速懷中より二十餘兩を出して渡しければ八
右衛門の夢かとばかり打悦び押し戴きて三拜なし其夜
宅之進に別れはるさて其翌日八右兵門が右の金を以て竹
田近江の方より出来上り一時計を取り寄せ夫々荷造りあし
出船の支度残りあく調ひければ大坂の知音の方へ暇乞の

爲め歩き廻りしに何方にてもそな久しき別れあるべしせ
めて一杯あざして門出を祝ひまゐらせんと諸方にて酒を
出して勧めければ八右衛門も辭んやうなく一つ二つづ、
傾けしが覺ゆす痛く大酔して黄昏のころ歸路に向ひける
が醉中は癖なれば前後の事も打忘れそろに菊野のとと
思ひ出しかば知らずく歩を轉じて彼の曾根崎三丁目大
和屋十兵衛の許へ立寄りけりされども菊野のかねてより
八右衛門が深く已れを恨み居る由聞きいたれば万一事を
あらんも知れず彼方が歸國せらるゝまで身を忍ぶころ
預けられ夜ばかり忍びて諸樓馴染の客に勤め居りしが八
右衛門の斯くとも知らねば醉歩蹣跚にて店頭へ轉げ入り

菊野へ來り居らぬやと尋ねしに主人の女房とめが左あらぬ体にて是へをぞましや菊野ぬしれ此はせより京へ仕替へに行きはべりと答ふるにぞ八右衛門へ眞實と思ひ其へ残り多きとなりき斯くと知らば今一度逢ひ見て別を告ぐべきにと本意なげに腰打かけて居たりしが謂なき事とや思ひけんやがて暇を告げ立出て邸を指て歸る途中にて向ふより菊野の櫻とり走り来て行違へたる仲居に向ひ今夜れをかぬ客のため大和屋許赴きはべると言ひさしつ、足早に行過んとあしたるを目早き八右衛門へうれと見認めコヤ女房ばらく待てと聲掛て引捕へんとあし、かバ菊野のれ噫あやと驚きて是へ折悪ろかりしと見向もやらず足を空にと駆走りて大和屋へ飛て入り會釋もなさで二階又登

り息をころして隠れける引つゞきて八右衛門も大和屋の店に跳入りていかに汝等かくまで武士を思かに見るや先刻京へ仕替へに行しと我に申せ一菊野といふ今此の家へ入りし女あらずや疾くこれへ曳出して我が面前に引据ねよと刀に反をうちかへし肩を怒らし詰寄れバ女房へこの殿へ何事ひたまふや今我ダ店へ入りしハ淡といへる女ふも無理とハはべらずわな可笑しやと笑ひつゝ程よく其の場を言ひくろめぬろも今夜二階の客といふハ菊野の妻仁兵衛と凌れ客繪屋仁兵衛とて菊野の二人を加へ其の夫を錢屋善兵衛と菊野の二人を見

るよりも各々恐れ慄きて安き心もなかりけり八右衛門へ女房が下らぐしくも言枉ぐるを憎さも憎し此上の二階へ登りて一誣議と一時心へ早りしがいあ待て暫一武士の瀧りある事なしたる時へいかある耻見んも知るべからず事穩かに容子を見といけんと玄ばし扣むる折からに奴僕の顛末を問紀して然らば兎も角も我が主人の心の済むよう彼の湊とやらんをこれへ出して見せ候へと言ふにぞ女房も心得てやがて二階へ馳せ登り湊に此由言ひ含めて二人連れだち下來りしが湊の八右衛門に打向ひて是れ早田さまが珍らしかりきさきに途中に目見へゝ時の君との知らず最と無禮にてはべりしされバ妾を菊野ぬしと見違へた

まひしひ心根れ最と嬉しければ生涯忘れ侍らずかしと最と空々しく言出来るを此奴も同光の狐狸あるかと八右衛門の心中燃るが如く憤れども伴助の手前もあれば誣方あく儲て汝にてありしか醉眼もゑに見誤りぬと覺ゆさらば廊へ立歸らんとて伴助を連れて立去りしかば人々面見合せオツと一息衝きもあへずあ、危ふかりしと呴きぬ斯くて八右衛門の歸路に上りしが引返して彼等を討果さんと思へども後に伴助が眼をくぱりて附添ひ居ればかくて事をなすみ妨げありとて頗て程よき處に立止り伴助をさし招きて今朝より歸國の支度みてひたと打忘れ居りし日頃懇意にせし某へや送るべき一儀あり明日の出立の筈あれバ明朝にて間に合ふまじ汝大儀あがら今より一

四十三

走り走り行きて云々の旨を侍へ來よて命じければ伴助れ
やうなく心殘して馳去りけり八右衛門今れ獨り身とあり
て誰妨ぐる者もなけれど從僕の身のとかなさに辭するに
引き歸し彼方此方とろろ歩きして夜の更るをぞ待居ける
處に又た大和屋の方にて八右衛門が案じの外に心解け
を深体にて歸りしにぞ先ひ惡魔を拂ひしとて又も酒宴に夜
も煩く思ひ居りしに喜兵衛のかねてより八右衛門の名を聞くよへ
りあそや二階へも飛上りていかなる事をあさんも知れぬ
勢ひなれば只だ二階の戸隔に打震ひてのみありしが八右
衛門の歸へりし跡よりも胸とゞろき酒も肴も旨からねば

五十三

今宵何となう心地わしとて一人先だちて暇を告げ我
が家をさして歸りけり跡の座も志らけて面白からぬべや
がて杯盤を取かたづけて各々臥所に入ることなし仁兵
衛淡の二人へ二階に臥し菊野へ相手あければ下坐敷へ降
りて主人の妻とめと一蚊帳の中又二人臥しけるが次第に夜も深けゆく
つれ駄の聲のみ高かりけり折しも此家の路次口より庭先
又た臺所より下女二人臥しけるが次第に夜も深けゆく
早田八右衛門にて宵の還根を晴さんとて今此處に忍び入
りしなりかくて八右衛門へ様先として入來る者あり是れ別人あらず
つれ駄の聲のみ高かりけり折しも此家の路次口より庭先
の切戸をはづく様先として入來る者あり是れ別人あらず
りしなりかくて八右衛門へ様先として入來る者あり是れ別人あらず
凌がん爲めにや雨戸を少し明けかけられば天の與へと喜
びて直に坐敷よ踏込みて消かゝりくる行燈の火影にすか

して窓へば蚊帳の内にハ菊野とおとめが前後も知らぬ寐りばあ機奸かりしと打うなつき明晃々たる大刀を抜はあるし蚊帳の四天を切落せりやがて菊野ふとめを一刀の下に斬殺さんとあしたりしが若し一人にても取逃してハ此上裾を一に束ねグット捻りて結びしかば今ハ二人の袋に入りし鼠の如く驚き覺めて身をもがきあなやと一聲叫ぶも待たで白刃を右手に蚊帳ごしと突立れバワツト苦み叫ぶ聲を聞つけ家主の十兵衛は大に驚きてアレ盜賊ぞと叫びあがら蚊帳より外へ飛出るところを透さず八右衛門ハ飛びかゝり肩先丁と切りさぐり返す刀に右の腕を切落せば十兵衛もあへなく其處へ打倒れぬ此物音に臺

所に寐てゐし下女きよくらの兩人が驚きて泣き叫びつゝ逃げんとするを八右衛門ハ走りより是れをもばらりくと庭又切倒せり二階にてハ仁兵衛と淡の最前より附壁めたりしが此の有様に仰天し只だ震ひながら馳廻りてやうく表の雨戸を明け庇の上なる目隠し板を押破りて往還として飛下りんとせしが淡の女とあれり恐ち怖れて飛ぶひければ仁兵衛も淡を跡に残して一人逃んも流石不惑に傍の押入おし開けば中にハ一つの長持ありて其上又蒲團を載せたり是れ幸ひと兩人ハ蒲團かつぎて長持の上に身を忍ばんとなしたりしに餘りに狼狽て二人とも飞ぶかみ

狭き長持の彼方の隙へすべり落しかば是れぞ勿怪の幸ひ
と思ふこらして忍び居たりぬ程もあらせず八右衛門の五
人の死骸に片はしより止めの刀を刺通し此時菊野二十二
歳十兵衛四十八女房とめ五十一下女くら十七同きよ十二
やがて二階に上り見るに爰にも蚊帳の釣りてあれバ奴輩
のがさむと勢込みてひきめくりしに其拍子に傍ある行灯
ころげ灯火消て闇夜とありければ白刃をりうくと振廻
して樓中を探し廻り押入の長持に目をつけ蓋放開て突さ
がせそそれと手答へあらされば早や逃去りしか殘念なり
しづゝがきゐるをり四隣の雞鳴きつれて曉近くなりゆく
ぞ見咎められてれ一大事と心せくまゝ二階を下り勝手元ど
ある井の水を汲上げ血刀洗ひて鞘に納め身支度をばして

一さんに屋敷とさしてぞ馳歸りぬ其は夜の元文二年七月
八日のとありけり偕て大和屋にてれ五人の死骸横りて
坐敷より庭へかけ一面の血しや流れて見るも物凄已有様
ありしが仁兵衛湊は兩人の尙も恐ろしく潜み居れば夜も
早や明放れても其まゝにありしを近所の人々が見認めて
追々に來集り頼て町内の役人より此由官へ届出たれば早
速檢視の役人が出張して吟味のうへ相手は早田八右衛門
に相違ほるま玄とて直に其屋敷へ掛けひたるに八右衛門
へよどて急に早船を仕立薩摩行の船を退かけ終に八右衛門
の逸早くも今曉出船いたせしとのとあれバスハ逃をな捕
門を生捕かへりしが全く其の所爲たるも分明なれバ翌元
文三年二月十六日千日に於て死罪に行はれ梶首せらけり

其捨札そのそつさの左さの通りありしと

武家方家來

早田八右衛門

此者儀去年七月八日の夜曾根崎新地三丁目大和屋十兵衛方にて同所櫻風呂有馬屋喜兵衛抱髮洗女菊野殺害致し剩りへ自分の科を爲可隱十兵衛夫婦并同人下女迄切殺候段重々不届に付獄門にかくる者也

此事を初めて淨理に造り薩摩歌妓鑑さつまかぎけいかんと名け又た演劇にて「國言訓音頭くにあやことときおん」と題して興行せしが其後人形遣ひとがたうつれ名人吉田文三郎が遣ひしより俄よ名高くあれり又た脚色を改め「初嵐元文嘶はつらんげんぶんし」と名け興行せしとき八右衛門を佐久間源五兵衛さくまげんごひょうとし宅之進を准野三五兵衛等とし大當

りをとりたるより専ら此假名かげなを用う今流行する「五大力」の仕組は最後に出来たるものなり

享保年中江戸新材木町二丁目家持に白子屋庄三郎といへる者あり代々木問屋を以て業とせしが庄三郎の代にいへる者あり商業も思ひのまゝあらず家運退々衰頽に赴きたるうへ庄三郎は兎角に病氣がちにて家業を操るにも氣力薄けられべ娘ふ熊が幸ひ年ごろよりもなりたれば好き錦を迎へん後參金といふ者世話にて又四郎といへるを二百五十兩の持参金にて錦養子と定めおくまと夫婦にぞしたりける其の八年を経て享保斗一午年にいたりて今年五歳にもなりたるにおくまけたる一人の女子ありて今年五歳にもなりたるにおくまけたる天資美麗にて見る人ぞとに心を動さざるれあきといふ

程なれば金の威光のため又四郎を夫と定めたるもの、
ひごろ其の醜悪さを忌み嫌ふ体顔色に恵らされて兎角の
仕へたる下女のひさ(三十一)といふ者ありしがその性質姦
鳴さあど折々近所又流せしさぞこゝに白子屋にて年來召
曲て悪事にハ抜目なき者あればいつしかおくまが夫を嫌
ふ体を早くも悟り何がなとり入れ己れの所得にせんと思
ふま、手代忠八といへるが色白く艶容に富みたる質なれ
バ何時しかこれをおくまに媒して密通をばさせたりける
斯りけれども打明けて語りけるよれつねに固より惡才又長けたる奸
婦なれ娘を愛する一念よりこれへ加擔していかで又四
郎を逐出さばやと種にと難題を言掛けられべ終々離縁す

ること、なりたれども彼の持參金を取崩へて渡され
ば一すありとも此家の内は動かじと又四郎より言出した
れば是にれ流石母子も辟易して金の工面に心を勞し免
やせん角やと日を送るうちおくま又も同町材木屋某の
次男何某と密通なしたるに何某ハ又四郎サヘ離縁なさバ
もこれを承知にて屢々忍び合せられに付てハ又四郎を離
縁そるゝに迎へるときハ貳百五十兩を返さねばならず又た何某を
貳百兩の持參にて入夫とあらんと密に約しみればおつね
もこれと密通なしたるに何某ハ又四郎サヘ離縁なさバ
入聲に迎へるときハ貳百五十兩の入金あれば是ハ何がな又四
郎に科を負せ惡名つけて逐出し持參金を踏例すこそ捷徑
あらめとそれより下女のきく十六といへるに言含め又四
郎の闇へ忍び往き首尾よく一夜の契りを結びなば屹度豆

多^たの褒美^{ほめ}を與ふべければよくせよかしとて手引^{ひき}して或る
夜又四郎の臥床^{ふしき}へ忍ばせたるに又四郎の性質^{せいしつ}貢嚴^{こうげん}にて假^{かり}
にも下婢^{しもくわい}あどに戯^{なまむ}るべき者^{もの}あらねば嚴しく責り懲^{こら}して逐^{おと}
しが例^{たと}のむひとも談合^{だんが}して此の上り手荒き業^{わざ}をせんよ
が外^{ほか}なからんとて頼^{たの}て彼のきくを密^{ひそか}に呼寄^{よみを}てかねく其^{その}
が方^{ほう}が手代^{てしろ}長助^{ちやうすけ}と念頃^{ねんご}になすとへ篤^{こゝ}より知り居^{ゐる}となれば
何^{なん}かあ一つの功^{こう}あらば夫婦^{ふうふ}ともあし遣^{おと}らんと思ひ居^{ゐる}と尾^びよく
仕^わ任せなば明日^{あさひ}より暖簾^{ぬれん}をわけ店^{てん}を持たせて夫婦^{ふうふ}となし
遣^{おと}らん是^{これ}は當座^{とうざ}の手當^{てしろ}なりとて金十兩^{きんじゅうりょう}を與^{あた}へて斯^かくく
せよと言附^{いづけ}しにむきく^{むきく}素^そより長助^{ちやうすけ}と深く契^{あつ}り居^{ゐる}ば早^{はや}

く夫婦^{ふうふ}とならるゝを悦^えぶあまりくて、加^へて傍^{そば}よりれひ
さも供々^{ともとも}口^{くち}を添^{そな}へて勧^{すす}むるに至^{いた}情痴^{じようち}に迫^{せま}し少^{すくな}なれば
後の難儀^{なんぎ}も思^はひば^こ終^つに承諾^{せうだく}したりける其の夜^よたきく
座敷^{ざしき}に獨り馴^なしめるところへ忍びより枕邊^{まくらべ}へ^ッと進^{すす}みて
かねて用意^{ようい}の髪剃^{かみそり}もありと叫^{さけ}ながら奥^{おく}へ忍びより枕邊^{まくらべ}へ^ッと進^{すす}みて
たるに誤^{あやまつ}て腮^{あざ}二三箇所^かを切^きちらしられ^たれば又四郎が奥^{おく}へ^ッと
きくを罵^{のの}るにぞれきく前後^{ぜん后勤}の考^{かん}へもなくた内儀^{うちぎ}さまの事^{こと}や
あみて旦那^{だんな}さまを切殺^{きつさつ}せば馴染^{なじみ}の男^{おとこ}と夫婦^{ふうふ}にして店^{てん}を

持せて下さるとの事也ゑ此の仕合に及びしにて外に仔細も有りませんと言ふに至一同驚きてさらば中へ捨置くべきもあらずとて此の旨町奉行所へ訴出たるにより家内召仕とも十二人残らず牢舎へ送られ又四郎も名主預けを命ぜられたり斯くて段々取調べのうへ翌同十二未年二月二十五日松平左近將監差圖掛り大岡越前守申渡しうおくま(二十三)れ町中引廻しの上斬罪を申付られ忠八三十八年引廻しのうへ淺草に於て梶首せられねきくへ斬罪おひさへ引廻しのうへ死罪となリおつね(四十八)へ遠賜を申付られ庄三郎へ家事不取締につき江戸拂となり手代清兵衛、善八、長助、權助、丁稚伊助へ構無き旨みて放免となれり此日かねて市中にて評判高き白子屋の御所刑ありとて早

曉より牢屋敷近邊へ四方より看客が群集し爪も立ざる程ありしが朝四ツ時過ぎごろおくまを先よたせられよりおきくおひまと裏門より馬にて引廻され半時程後れで忠八へ引出されたり此時おくまは上着の黄八丈の大格子増上寺内念佛堂當照院へ葬りしと云ふおつねへ遠賜を申渡されたる後便船なきを以て數月間獄屋につあがれ居て此夜芝しが同年十一月二十三日の出船にて三宅鷗へ送られ延享二丑年三月赦免とあり三十年目にて江戸へ歸り南新堀貳事せり丁目家持八兵衛へ引渡されしが寛延元辰年四月病死せり

享年八十一ありじとがる者の長壽れ最と珍らしと其頃評せじとあんにまつた事は三十一年前事也。是の事を狂言に仕組みし始めり安永四年九月九日より境町の操人形豊崎新太夫座(これを或ひはさつま座ともいふ)にて「戀娘昔八丈」と名題して興行せり狂言作者は松貫左吉由角丸の兩人あり白子屋を白木屋となしふ熊をお駒(お駒)とあし手代忠八を丈八とあし且つか熊が引廻しの時着たる八丈絹を假りて内の場に用ゐ名題に嵌めたるあり翌年三月朔日より中村座にて此の狂言をそのまゝ演じお駒(菊之丞)丈八(友右衛門)才三郎(三五郎等)みて大當をとりじより今日よいだるまで有名ある狂言となれり。

○佐倉惣五郎の實説

佐倉惣五郎の事世傳紛々として一ならず皆な信を措くに足らず或ひ云ふ佐倉城主堀田上野介背虐の政を施し一時増税の舉ありしを村民怨望して告訴すれども聽かれず惣五郎已むを得ずじて江戸に來り將軍又控訴す上野介大怒り惣五を囚て其妻子數名を並せて磔刑に行ふ惣五郎怨鬼とありて上野介の心を狂はせ遂に家國を喪へしむるに至れりと是を大なる誤あり今古書及び口碑の徵すべきものに因て参考し其の實事の概畧を掲ぐべし佐倉惣五郎との稗史者流の設くるところの假名にて本氏の木内(キノウチ)名ハ宗五郎下總國印幡郡公津村の里正なり其の先の世々千葉氏に仕へしが後民間に下り農を以て業とし村

二十五

人の望みあるを以て里正とある抑も宗五郎が徳川將軍に控訴せし主意に其の上書を一讀すれば以て概要を知るに足るがゑに先づ左に其上書の寫を掲げ而して後ち其の事の顛末を掲ぐべし

乍恐奉奏上御訴訟之事

堀田上野介領分下總國印幡郡佐倉組合八十四ヶ村名主百姓同國千葉郡組合七十四ヶ村同國相馬郡守谷組合三十九ヶ村上總國武射郡山邊郡七十ヶ村組合村數貳百四箇村

過免御取箇
御免之訴訟

右村々總代

印幡郡公津村

名主 宗五郎

外ニ六人
名前印

右下總國印幡郡佐倉領村々名主年寄百姓共奉奏上訴訟之義當領主様御代々之内慶長十四年土井大炊守様御領分に擢成御年貢御取箇并夫役其外等有來候通り御上納仕候勿論村々永荒永引無高地高御慈悲をもつて御憐愍下され百姓共農業出精仕り親養育罷在偏に難し有奉存候其後堀田加賀守様者信州松本より寛永十九年壬午年佐倉へ御所替遊され慶安三庚寅年前々御取箇に准し過分之増免と申儀に無之夫役小物成等に至迄同斷之義に而難し有奉存候然る處に翌年辛卯四月廿二日加賀守様御逝去後御家督上野介様御代に成り其年の秋御割付御免定より過分之増免御取箇

四十五

御座候高たかで石に付一斗貳升宛ハニカム増免御座候マツメイ
編者曰く此稿未だ長ければアガハ第三編の卷首くわじゅに錄す

實事譚二編終

明治十四年三月十七日發行

(十五錢)

新潟縣平民
松村操
神田區佐久間町二丁目十一番地

東京府平民

望月

京橋區南鍋町一丁目七番地

東京南鍋町一丁目七番地
誠

大阪唐物町三丁目五番地
同支店

發兌元


大賣捌所

東京三島町
山中市兵衛

出版人

編輯人

實事譚二編終



東京圖書館

函八三
架一一
號



寶事ト事ノ潭

編

三

- あはん長右衛門の實說
- 鼠小僧の實說
- 宮城野信夫の實說
- 加賀見山の實說
- 荻道心の實說
- 半七の實說
- 龜山仇討の實說
- 佐倉惣五郎の實說

實事譚三篇

松

村

操

編

輯

○おはん長右衛門の實説

世皆おはん長右衛門の情死せしものゝ如く思へども實は情死にあらず横死したるなりかかるに此の横死の事に付て兩説あり其一説は世に言ひもて傳ふるごとくおはんの京都の町人の娘にて當時年十四五の少女あり家名を信濃屋といふ又た長右衛門も其の同町の商人にて家名を帶屋といふもの即ち是れありおはんと私通せしが既に懷妊におよびしかばせんかたなくて相携へて走り桂川の邊にて止宿し翌日またさに立出てその指す方へ赴ふかんとすにかはんが乳母ありければ其後れ此の乳母が家をたのみおはんが親れ京都みておかるべき商賈なりければおはん

二

二の路用のために親の有金若手盜を出遣て懐ろにしたるを
乳母あり也。女はやく猜して金あり。證明まで君れと預け
たまへといふ。此のをり長右衛門の所用をはたばんために
外も出て居合さりしかば。おはん言ふがまゝに懐ろな
る金を乳母に預け。斯くて初夜過ぐるをあ長右衛門も
まよひ懲心起りて痛かにその子某を示す。合ひ、小夜更く
るまゝ。此廟入が熟睡せしをり臥房に忍び入りて殺り殺も
おはんと長右衛門が衣の縫を結び合せて桂川は樂にゆき
一廟日を経て兩人の死骸浮み出で岸に着きしあるは死
が親、喪右衛門が妻へさらなり人々皆な情死ありと思ひて
官府に訴へ檢視を請ひて其の死骸を葬りぬ。此の長右衛門

の年齢五十に近きものありければふさへしからぬ情死あ
りとて世評噪しかりき。斯くてその翌年おとんが一周忌に
當りしみろお達が爾親追薦の物事を修せんために桂川
遠夜に牡丹餅を肴へんとて乳母の奏たる赤小豆を摺らせ
しに最も熱しとて諸病と脱離たるが着たる繻絆の色に覺
えあるれはんが繻絆なりけれど主人夫婦乳母を馬たがひ
れて驕かに町奉行所へ訴へしにまゝ乳母と其の伴れ召捕ら
れも嚴刑と行はれしといふ。是れ安永年中のとなりと此の説
の古く京都人の語り傳へたるところにてや、實傳に近し
三とこそ思ひしに致た一説あり。おはん(實名)おかん(京の)

町人の娘長右衛門の實名は長左衛門(大坂の商人)と當る。京へ往きて賣買しぬるものなればおかんが親を疎からずその年齢(世に言ひ傳ふるごとくあれどもおかんと私通せしともなし當時ふかんの大坂ある親族の手引にてかの地の之かる六ヶ家へ奉公に遣をべき約束あり日々は大坂よりお迎への人を遣すを待ちしに久しうあるまで便りありあかりき折から長左衛門が京來りて商ひ仕れて大坂へ歸るを告げいかでおかんを伴ひて大坂なる某に渡じたまひねと頼みしかば長左衛門に云々と娘のうへと聞えしかばおかんが親の長左衛門に止むことを得ず頼みに任せその夜のおかんが親の家に在りて翌日未明におかんを伴ひて立出けるに誤りて時を取りちがへ明るにやどりあるべからず。

らすと思ひしゝ尙(お)曉(あけ)七ノ辺(へ)ならざりけりおかんが親の家より大坂へ赴く。桂川を过的るが順路あれば既にして桂川まで來みけりに備ほ夜深ければ渡す舟あらずせむかたあさに兩人河邊(ほとり)にて天の明るを待つ波(は)に此邊の鬼人博奕(ひき)の歸るさみこれを見て疑ひ訝(いぶか)り立ちよりて由を問へば長左衛門云々なりと答ふそのより鬼人思ふやうこの男今言ふよしれ虚(うそ)言みて實(じつ)の此の少女子を説ひ出して俱に走る。又をほらむずらんおからべ必らず懷(いだ)るより路用の金あるなるべしせんすべ有りと計較(けいこう)みしを氣色(きしき)よもあらはさず長左衛門み打向(うちむき)ひてろい笑止(わらひ)ある事なりかし今がた八ヶの鐘(かね)聞へたれば明るにひまだ遙(とほ)かあるにい

五つまでか斯(か)くであらん我れ渡してまゐらせんいざ此方へ

六

と先に立ちて繫きし舟に打乗りせ竿を引抜きて岸はます
ればおかんのさらなり長左衛門も悦びを述べて語をもに
やがて舟に乗りほり斯くて件の惡者れ縛と中流は漕出せ
も打殺して路用をさぐるに長左衛門が懷中に金二十兩餘
しかば忽ち竿を取直して長左衛門を殴殺し又たおかんを
あるを奪ひとりおかんの衣裳の下着も皆あらがひて情死
も打殺して路用をさぐるに長左衛門が懷中に金二十兩餘
あるを思はせんためば兩人の衣の袴と袴とを結びあわせて桂
府の氷中へ投棄せ舟を元の處へ漕ぎかへし繫ぎとめて逃
去りけりの後長左衛門おかんが死骸浮み出でければか
かんの剥驚きちたがひ檢視のをり長左衛門の金二三十兩
懷中せしと聞へしに其金子の無きごそ不審なれと申立し
かば是れ盜賊の所爲なるべしとて町奉行所より遊里及び

兩替屋どもへ縊かに不知して訴へ申せと觸れ告げけり件
の盜賊れ奪ひ取りたる金を資本として商ひをせしよ素よ
り不義の資金なれば繁昌すべくもあらず剥さへ長病に打
臥したればさ、やかかる借家に居れり亥かれども其の金
かり支へしが果は僅に小判一兩のみなしを反故、つゝ
しま、人に頼みて兩替に遣はせしに其の反故の元來長左
衛門が金を包みし紙あれバ長左衛門の名を記してありし
を賊れ無筆なれば忌むよしを知らざるなり其のをり兩替
屋某の件の金の位紙を中心とあく打見るよ一兩年、前町奉
行所より觸れ示されし盜賊穿鑿の手が、りと思ひ合する
七 よしあれば乃ち町奉行所へ訴へて包紙を差出しければ賊

い立ちどころに召捕られて訊問におよびしに白狀前條の
趣きなれば乃ち死刑に行はれしとあり此に説れ其墳京町
奉行なりける松前筑前守江戸へ下りし祝ひに鍼醫山崎宗
運うれ廊へ至りて對話の次在勤中奇談の候はずやと問ひ
しに否させし奇談へあしたゞ今世に言ひもて傳ふる長右
衛門おかんといふ男女の情死の事はめたく謬り傳へたる
なり其の故に箇様々と前條の趣きを説きて此事り予が勤
役中自から吟咏しむる事あればかげは實説はひらず
と語りしとぞ因りて接ふに前の一説も似たる事り似たれ
ども京の人の猶ほ謬り傳へたるよて後の説は確實あるよ
しかず又た右の筑前守が勤役の實歴六年より同十一年ま
であれば此の年間にありし事なるべし

此の事を淨留理に作り一の大坂に於て安永五申年十月
七日の初日にて長右衛門桂川連理柳と題して興行せしが
初めありそのころ大評判にて四十餘日打續きても入り
が落ちざりしといふ是の作者は近松東南あり又た江戸
にて歌舞妓狂言に仕組みしれ天明元年四月二十日より
市村座みて長右衛門道行瀬川の仇浪と名題を下し櫻田治
助が作りあしたり當時長右衛門に松本幸四郎(老後に男
女川錦十郎と改む)おはんに瀬川菊之丞(三代目路考老後
に仙女と改名す)にて無比の大入を得てろのをり淨留理
道行は富本豊前太夫の出語りにて其の曲後にいたるま
で豊後節(み)これり是らの淨留理狂言へいづれもおか
ん長左衛門を情死したりと作りしもゑ自此から世人の耳

目もこれに慣れで終にひうの實傳じじきを知るがまにいたれ
るあり世傳つたふるところの情死じきなどいふものは此の類たぐい
甚はなはだ多おほ一

欠

MISSING

○三勝半七の實說

三勝半七情死の事ハ元祿八年十二月六日に在り三勝の實をふきんといふ大坂長町四丁目美濃屋平左衛門の娘にあて三勝のうの藝名なり又た半七ハ大和宇知郡五條新町の者にて家名を赤根屋といふ常に屢々大坂へ往来するうち料らすもおさんと馴染ミ互ひ深く言交せしが後にハ半七ハ家計不如意となりて豆腐屋を出し揚豆腐あどを賣りて居りしが斯くてもおさんのい思ひ切れずおさんも亦た半七を措きてハ外に夫と定むべきものゝあしとて痴情に咽を刺貫きて情死せり是ハ六日の夜の事あり翌曉にいたり人々これを見出して官府へ訴へ出たるにより檢視の

六十二

うへ半七の死骸しの宿主ある長町壹丁目近江屋安右衛門へ
引渡ひわたされかさん死骸し其の姉婿上本町八丁目札の辻安
右衛門へ引渡ひわたされたり左に下難波村庄屋の届書及び安右
衛門の引取書又た半七の遺書かたがきを載す一讀以て其の事情を
知るを得べし

下難波村庄屋届書のうりし

一攝州西城郡下難波村領稟所南側石垣の根端にて年
頃三十四歳の男年頃廿四歳女咽と切二人とも相

累居申い

一男の疵二寸斗たかり腹臍の上一寸斗たかり突疵相見申候

一女の疵咽四寸斗たかり突疵ゑやり候様相見申候

一男衣類内じま兩面綿ス一ツ紬茶帶一筋羽二重下

一ツ革足袋一足珠數一連但し手にか脇差持付銅
金長サニ尺一寸糸柄の持小刀脇に御座候銅柄一本
一女衣類日野そ、竹小紋布入一ツ郡内鷗布入一ツ糸
おく帶一筋日野也く一ツ木綿足袋一足ちり繩ふく
さ一ツ野但し日

右之通り男女着あらわし居候
一封書上書三勝を、様半七より一通
一木綿茶色布子一枚者但し是候二人の
右之通り吟味仕候處相違無く座候以上

元祿八年亥十二月七日

下難波村

庄屋

甚右衛門

七十二

年寄

源左衛門

七郎兵衛

九兵衛

辻彌五左衛門様に内

關戸條左衛門様

渡邊爲右衛門様

札の辻安右衛門引取書のうつし

差上や口上書

一下難波村領墓所石垣根端の内拙者女房の妹並男自
害仕候由風聞承り候に付早速罷越見ヤ候處拙者女
房の妹さんとヤ女に紛無ひ座候尤其男ハ存不ヤ候

上本町八丁目

札の辻安右衛門

近江屋安右衛門引取書のうつし

一私方常々宿仕候大和五條赤根屋半七とヤ者當月五
日に参り罷在候處昨夜町へ罷出候由にて私方罷出
ヤ候然る處今朝下難波村領に相果罷在候由承り候
故死骸見届ヤ候處男女相對にて相果候体に相見ヤ
候則ち右書置大和國へ遣し候様の占付候故苦惱申
候相果候様子ハ不奉存候得ども拙者宿仕候儀又以
座候間半七死骸請取ヤ度奉願上候以上

長町一丁目

近江屋安右衛門

半七遺書のうつし

一此度三勝私かく相果候事さろくにく一と思召被
成候得ども互に捨がたき一命をかけ斯成行候事つぶ
さに不書候得ども戀のせつなる事はすいりやう可被
下候各様よも身上大事成娘我身もひとりの母とア殊
に身上の事も辨へず死をとげ候バかならずくうと
きなるとい思召被下まじく候にも角にも筆にハ言
せがたく候ま、あからんあと不便と思召宜敷願ひぞ
んじ上候次第ハ跡みて知れや候間筆とめや候

十二月六日へ

三勝どの

御袋左衛門様

半七

猶御袋にハいつぞやくれぐや置候事も皆偽りと
成候ま、まことにはづかしくぞんじ候得どもくわ
このごうとはあきらめ願奉存候

大坂千日寺の傍りに半七三勝の石塔あり何時のころ建て
しものにや年號なく其の面に風雪月照信士あかねや半七
月照妙霜信女みのや三勝と彫り下よ「こほさつのうてなに
ならふ袖の雪死貌のあらうつくしき朝の霜と律句二首を
彫添えたり又た千日前法善寺にも三勝半七の石碑ありて
是れにハ風雪月照信士和洲宇知郡五條新町赤根屋半七月
雪妙霜信女大坂長町四丁目みのやさん事三勝元祿八乙亥
年十二月六日と彫りつけ候り

一十三

此の事を淨瑞理に仕組みし寶永六年八月大坂豊竹座

にて「廿五回忌」と名題をつけて興行せしのが始めなり(此の時ときに笠屋三勝と名を改たり此年そとに情死じうより十五年目に當る)二度目元文二年十月に脚色を改め三度目明和九年十二月「茜屋半七あざわらはんしちみのや三勝みのやさん艶容女舞衣」と名けて興行せり(作者竹本三郎兵衛應律)此外屢々脚色を改め又稗史などにも種々造りたれども皆な怪誕不稽の説を雜へ其事を夸张しするにて所謂誠と以て棍となすの類なれば決して信すべからず

○ 加賀見山の實說

世上に加賀見山舊錦繪といふ戯曲傳はりて尾上岩藤おはつの中老(役名)又瀧野(實名)みちといへる者あり澤野は其性峻酷にして人の過ちを見てひさばらくも假すと能はず罵詈常に口を絶たざるゆゑ人皆これを懼れけり同九年甲辰四月三日此とありしが瀧野が奥向みて些か過ちしとありとて夫婦の面前にて瀧野はさへぐにこれを罵り聞くに堪えざる悪口雜言をもて辱はずめたるに瀧野は身の過ちにせむかたあく無念をこらへて黙し居たり夫人は聞かぬて瀧野の

叱りかた餘りにつよし兩人ともに今日は先づ下り候へと
 命せられければ瀧野は涙と、もに部屋へ下りしが斯く辱
 しめを受けたる身の何面目に存命へんと心を決したれば
 やがて一通に遺書かきおきを認め召仕めつけへたる下女山路じなんじやま實名ふたつふたつ
 を呼びて急ぎ此の文を賣家あひぢゅうかへ持行き母さまにまゐらせよ
 とて渡わたされたれば山路は受けとり門外まで出しが熟じゆくぐろ
 の文を見て思ふやういつも文をまゐらせらるゝに文箱ぶぶんばこ
 に入れらるゝに今日又限りて紙よて包み固く糊かたもて封じ
 あるも心得こころえず且つ先刻せんくに下りの素振そばんといひ心にかゝると
 の多ければ此文を開き見るこゝ捷徑ちかひちなれ無禮むれいのやざれ
 惣させたまへかしとて手早く封を切り見るに云々の事にて
 一分立だらがたきまゝ自害いたし相果あまごタ候につきゆいとま

ごひのため此文をまゐらせ候由認めありければ山路はさ
 てはと驚おどろき此体ならば最早もはやや自害じがいをしたまひつらむ先へ
 回まわらし瀧野は其内又て自害じがいして死ししをそのまゝ血けをも拭ぬぐはず
 行ゆかず急ぎ部屋へやへ立歸らんとて馳歸きかり見るに屏風びやうを立
 鞘さやへ納くめ死骸しがいを布團ふとんにて包みさて澤野の部屋へやへ至りて生
 人瀧野ことちと浮うき目にかゝり度たまご事これほるにつき參上さんじょうい
 たすべき筈はずあれども氣分きぶんあしく臥ふ居ゐ候ひゑ憚はかりあがら
 は出で下くだされたくとゆ出で侍まつりと何氣なまげなく言ひければ澤野は前
 の脇わきの部屋へやへ至りけり山路じやまの屏風びやうの蔭かげにかくし置おききたる前まへ瀧野は

へ突立て胸先より背まで貫きて殺しけり周防守れ此の事を聞かれ女にひめづらしき節義なりと稱美ありてやがて瀧野の母を召し山路を養女に遣はされ向後何方へも奉公にへ出をまじく彼れが縁附候をりにへゆ出候へば望みのとやうに支度をも遣はすべしと厚き詞をたまはりしとぞその時澤野年六十一瀧野年二十三山路年二十二なりしといふ

「加賀見山舊錦繪」へ天明二寅年江戸にて作れる狂言なり鏡山いざ立よりて見てゆかんと古歌にもありて鏡山へ近江の名所なるゆゑ近江の事とし文字又加賀見山と書かきて聞かせしるゑ世人多くれ此事へ加洲北奥向にてありしとの如く思へども大なる謬りにて實の前に記する

が如し山路の名をおはつとせしれ其實名おたつを小變にして用ゐ草履打の一端へ不破名古屋の古狂言の脚色などを假りて造り設けたる例の無根説なり

○ 菊萱道心の實説
 に 執事の九州大名 加藤左衛門重氏の眞心したるなりと
 言傳れども正しき古書又此事を記せるものなし是へ例の
 淨瑠理作者が造り設けたるものあるべし彼の有名ある菊
 萱桑門築紫巒ハ享保二十年並木丈助作にて大坂豊竹座
 にて興行せしに非常の喝采を得て今にいたるまで傳はれ
 り此の狂言れ中又仕組み誰も知れる重氏の二姿の髪が蛇
 とありて戦へりと云一事ハ藤澤社一遍上人の事跡を假り
 て作れるなり一遍上人ハ伊豫の住人河野七郎通廣の次男
 あり家富榮え郡郷數多領したれバ威勢四國九州又輝けり
 二人の姿ありて何れも容貌うるはしく心さま優なりしか
 パ寵愛尤も深かりし或るとき二人の姿双六盤を枕として

頭かしらはし合あつせ假寐あさねしたりしに二人の髪まつりたちまち小ちひき蛇へびとあり是れより執心愛念の恐ろしきを知り發心して家を出て比叡山に登り桑門の身となり西山の善惠上人に逢ひ本願念佛の法聞を學び十一年を経て自から智眞坊と名乗り諸國を遍歴して終に相州藤澤又一道場を設け時宗を廣めたりとかれば薦萱發心の事へ一遍上人の事跡を翻案せると明らかし又た石動丸が薦萱を尋ねて高野山に至るの一殿は古淨理本鳥羽の戀塚といふに袈裟御前と源渡の中に男子ありて成人の後父が南都東大寺又出家しゆるよしを聞いて都より南都に赴き東大寺の場にて俊乘坊に出逢ひ今道心に尋逢ひたきよしを告るどき昨日剃たも今道心お

一十四

と、ひ剣たも今道心といふ伎詞ありて一旦佛門に入りし身あれバ親子の名乗もあかぬるうち山の上より師の坊の教説の詞有りすべて彼の「築柴櫻」の大切高野山と同じされば文助が作れるをり此の「鳥羽の戀塚」の奈良を高野山にはめたるあり又同狂言二の口狐川の渡し場にて旅人行違ひに浪人の刀の柄を袖に引かけ折る鹿相せし方謝びるに我刀を拔示す双方とも竹刀あり互に浪人して一刀まさと賣拂ひ人目斗りの竹刀あれば打合ふともあらずと笑て別れんとす時に加藤左衛門重氏數多の家臣を従へ渡船の着くを待つうち家士の姦惡なる者此兩人を腰抜ありと嘲るやゑ一旦別れし兩人また立歸り重氏又刀を借り打果さんといふ重氏我が下臣を斬り兩人に刀を與ふ此兩人の即ち

玉屋興次鬼柳一學にて後に至りて此の恩を報ゆるといふ
 谷みて一浪人蹲くまりて洩しゐたるところを武家二人詫下たふ
 しあがらこゝを通じ一人の侍過ちて浪人の刀に行當りし
 かどさあらぬ体みて過行きぬ浪人へ此人終に見知らざれ
 ば我れに怨みある事のいへしが定めてほ心のあることより走りつ
 じ但しいかある事又やと尋ねければ是の誠にふまやかあ
 れけり彼の侍の友へ一町ばかりも先へ行過ぎて待つとこ
 ろへ侍追ひつき右の趣きを語りければ友の侍氣色を損じ
 てろれさまの事を言せて聞きしやなどて討すてざるや汝

腰拔なりと散々に罵りければ是の何事をや互ひに遺恨の
 あきとなれば討果すべき謂わなしろれ又我れを腰拔と言の
 ひしれ勘忍ありがだしまして双方拔合ひ火花をちらして鬪
 駆け付て親ひ見るに併の侍血刃又すがりありければ是の
 ひ互ひに傷を負ひしところへ以前の浪人此の騒ぎを聞き
 いかゞやと近より事の要を問へば云々と答ふるれ通さじて
 立寄りてこれ見たまへと示しければ大に悦び懇ろに禮を
 止め我れ喧嘩の相手あれば切腹をすべしとて浪人これを
 止めてもうの原の拙者なりゑからば互ひに刺ちがひて死せ
 へんと刀を取り直すところへ町人ら集ひよりて押止め奉
 行へ委しく聞き聞きてろれ喧所を聞かせをじて

嘆にわらす死したるものゝ亂心なり何れも神妙の舉動なりと言ひて事濟みたりと此の事享保の頃に名高き一話ありされば薺舎坊の事へ固より無根の説あるを淨瑠璃作者が彼是れの事を取雜へて作り出しあると疑ひあしまかるに近世高野山に薺舎堂とかいへるものありて其後又千草前の石塔あり其縁記の一枚摺にわ狂言のとほりの事を記したりとかゝる作り物語を本原として名所舊跡とあるも最とおかし

○龜山仇討の實説

石井兄弟龜山にての仇討へ早く稗史小説家の筆に上り又ま講釋師なども説き歌舞妓狂言にも演されどもいづれも其事を奇怪よせんとて虚誕を雜へたるあれべ決して信するに足らず今其實傳を記さむに今ハ昔し青山因幡守が大坂城代たりしころ藩中に石井宇右衛門といふ者あり年ごろ五十ばかりにて物事心得て人品いみしき張まひあれべ傍輩中までも敬ひけり志かる又西國方に赤堀源五右衛門といへる浪人ありて二十歳あまりにして日來ありつきをかせずとも思ふふしもあかりければその知人の何某を訪ひてある家中か又ハ東國邊の似合しきともがあと頻りに頼み

六十四

けられべいざよとて消息相添へ宇右衛門の方へ遣しけり宇右衛門事のよしを聞とづけて武士れたがひのとあればとも隔意あらせなとて親族同様に厚く扶持したり源五右衛門居馴染ミ家中は若侍らと懇意又り槍の師範をはトとめ此處彼處ともて離されしに或る日宇右衛門密かよ源五右衛門を招き拙者も若き時より武藝にとやかくと心を尽し冥加にかなひ殿にも槍の指南をアシ家中の誰彼も弟子となりしに見えたもし功者なるもの、見咎めんも心憂ければ止めたまへと言ひしかば辭にハ承引してさらには止まさりしを又の時士一途のかせきに降りなし武藝の事ハ上な

七十四

きものなれば却て人の毀譽もなど、事の理をたて、異見せしに玄からバ貴殿の御指南に逢ひたしとて稽古槍をとり出し所望してければ、かば達ての請ひにて一合せせしにヤアとみがたくて又合しに其ま、長柄を踏み落されてけり源五右衛門いかばかり口惜しきとに思ひあの意趣そらさんとみがたくなりしにやがて或る夜成の刻ばかりに宇右衛門と城より歸りし折しも春雨降り、さき雨具と、のへ何心なとほせば宇遺な門と五辭合と

右衛門 刀を抜しかど木履くびけて打倒れぬ僕へ恐ろしき
 とよかもひそのま、宅へ馳せ歸りて云々ありと告げけれ
 バ三之丞をはじめ家來のこらす駆つけ漸うに扶けて歸り
 しかど重傷あれば得もたらず次男半藏は五歳三男源藏
 は二歳ともに幼稚なれば母隨分に養育せよ長男三之丞は
 十八歳のとあれば腕に實も入りしも、父が讐を討て廟前
 に備へよといへるを最期の詞としてろの夜終み空しくあ
 りぬ三之丞の右の趣きを殿へ言上し免許狀を得て父の讐
 を尋ねるため年輩の若黨一人引具していづくともあく出
 て二十二歳の春まで東西南北の國々山を越え海を渡りて
 尋ねしかど敵へさらに知れざりけり餘りせとに思ひ源五
 右衛門の繼父赤堀遊齋といふ醫者大津にありければ此の

者を殺し高札を建て科なき遊齋を討ちし者ハ石井三之丞
 あり親の敵をとらんと思はゝ美濃國何村の何氏が家へ來
 れ赤堀源五右衛門へまゐると書きたり扱夏にもありしか
 バ三之丞は美濃の何氏が廣庭にて行水しむたるところへ
 四五町もつゝきし竹敷の内より源五右衛門がげ出て親の
 敵覺えしかとて肩先より切さげたり三之丞日ごろ待うけ
 しとなれば心得たりとて腰本に持たせし脇差にて拔うち
 にしければ源五右衛門が背と覺えしところを拂切にした
 りされども三之丞重傷なればたまらず即座に死しけり附
 添えし若黨いたく口惜きとに思へども源五右衛門の行方を
 見失ひしとあれば是非あく本國に立歸り次男三男に事
 の頬末を語りけり斯くて兩人も成人あしたる後兄の遺志

を織き諸國を編牒もて源五右衛門の踪跡を尋ねし又源藏
二十三歳となりしひとき少しく事の端を聞き也名伊勢龜山
の城主板倉周防守の家中下村孫左衛門(高二百五十石)のも
とへ森平と名を改め草履取りに住み身を尽して仕へしか
ば孫左衛門も不惑に思ひ同家中の人々にも見知られし中
にも赤堀水右衛門とて百五十石とりし者の方へ源藏の
隸十三年の夏の事にてありしが日をろ親しくする森平より水右衛門の方へ用の事ありて森平をつかはせしに拆しも水右衛門の
行水してありしが日をろ親しくする森平あれば呼びよせ
脊を流させし脊より腰にいたりいたく疵ありとあり森平
は是ゆいかやうなる疵にておはせしと問ふ又されば其方
行水してありしが日をろ親しくする森平あれば呼びよせ
脊を流させし脊より腰にいたりいたく疵ありとあり森平
は是ゆいかやうなる疵にておはせしと問ふ又されば其方

右衛門格別のものなり語らん我れ若き時云々の事にて石井宇
右衛門といふものを殺せしに其の伴三之丞といふもの我
れを引出さんために我が親遊齋をうちてければ美濃の國(我)宇
何某の大蔵のうちに四五十日窺ひかくれ三之丞の行水せ
しところを飛かゝり慥に大袈裟に切りしがさすがの者な
ればいかばかり身を大事におもふ又た殿よりも此事を知り
傷なりそれが弟兩人ありしが四五歳の水子のとなれば今活
れればいふと思ふとれども我れも敵ある身あり是れぞ神佛の
と懇ろに制しけり森平心のうちに是れぞ神佛の引き合せ

とふもへども露も色にへいださず何氣なく挨拶して去り
ぬ斯くて森平へ委細に書狀に玄た、め江戸に在りし兄半
藏の方へ言ひ送り何とぞして此の方の城中へ來りたまへ
と知らせけり(此稿尙ほ長ければ第四編又續く)

(第二編の續稿)

○佐倉惣五郎の實說
(宗五郎將軍に上る書のつづき)

一 小物威大豆小豆胡麻糠藁繩等前々之通り是より雜穀之品者代米を下し置れし處書上之通り過納仕勿論代米ハ一切下されずし事
一 御年貢米上納之義過分増米外役代米下し置れずしに付百姓共自然と困窮相募りは皆濟にも延引に相成奉公人又差出給金又ハ竹木を伐取代金を以て納之日限は取立は出役衆中に右之譯一切ナ譯仕し得共は聞入是あく村役人共無據手銃或ハ繩又仰付られ猶以て小前の取立致すべき手段無之依之長百姓共糾明之ナ譯仕し得共是又役人同様の糾明ナ付られ嚴敷に催促詮方無之妻子

供^も之^の衣類^{いり}等^{とう}又^は者^{もの}雜具^{ぞうぐ}家財^{かざい}等^{とう}を^を持出賣拂^{うらはら}其^{その}あたへ金^{きん}を^を
以^て上納^{じょうのう}仕^しる仕合^{しあわせ}に^て甚^{はあはだあんき}難^{あん}義^ぎ至^し極^き仕^しい事^じ

一 右之始末に付村々^{まちく}濶百姓數多出來仕^しに付此段其筋之^ほ掛りへ^ひ願申上候得共曾^{かつ}而御取用無之候に付是^ぜ非^ひなく江戸御屋敷^やへ御訴訟仕候得共^は國許同様之御板にて御取用無御座候之久世大和守様涉駕籠^かみ付^ひ訴訟仕候得共免角國許へ御願可申出仰渡^{おほせられ}され候得共國屋敷にて一向御取用ひ無御座候增免過役等一ヶ年上納仕候得共所持田畠方へ差出し其身他國他領へ離散仕り人數凡^する七百三十八此家數百八十軒並寺院十一ヶ寺無住^{じゆぢゆう}と相成當時持來の田畠取賄^{あお}ひ行届^{かづ}甚^{あん}難^{あん}義^ぎ仕候一他所へ離散之男女渴命^{よがめ}に及び道路に倒れ餓死仕り

又ハ不覺^{ふかく}之盜賊^{とうぞく}の數^かに入其筋之役人に召捕^{めし}れ御吟味^{ぎんみ}に罷成^{ぱりあり}領國^{りょうこく}の^ほ名^なをも穢^{けが}し奉り恐入奉り候其節村所穿鑿^{せんさく}の上村役人共取扱惡敷^{あく}仰出され候而^ては咎^ごめを請迷惑仕候依之^{これ}之^こ村々是を申合訴訟申上候得共決して^は構^かも無之候村々明村同様に罷成其日夫役も相勸兼誠^{つきあひからまこと}に難^{あん}義^ぎ至^し極^きに奉存候に付甚恐入奉り候得共是非なく奏上捧^{そうじやう}奉り右之段廣大之^ほ憐愍^{れんめい}と以^て百姓無恙^{むよう}相續相成候様被仰付下し置れ候は^ハ難有仕合奉存候以上

承應二癸巳年十二月

瀧野澤村

小泉村

六郎兵衛

半十郎

下勝田村 重右衛門

高野村 忠兵衛

三郎兵衛

當將軍尊君様

御奏者衆中

右を一讀せば以て宗五郎等の願意の大累を知るを得べし
 今宗五郎等が最初藩廳に訴へて聽かれず江戸邸に訴へて
 亦た聽かれず終々將軍に直訴して刑死に遭ふまでの顛末てんめつにて
 を記さむに抑も此時徳川氏の大將軍家綱公四代嚴有院の代にして佐倉の領主上野介正信朝臣あり正信朝
 の父を正成朝臣といふ加賀守と稱す尾張守元高の後裔ある
 り功を以て武藏河越三万石を領せしが後信濃松本七万石に移り寬永中また佐倉に移り終に十二万石を領せり正盛
 朝臣卒するに及びて正信朝臣家を繼ぐ即ち其の子なり
 朝臣卒するに及びて正信朝臣家を繼ぐ即ち其の子なり
 此稿未だ完からず第4篇に續く

30
7
45

明治十四年三月十七日出版御届
同 年八月一日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

松

村

操

神田區佐久間町二丁目十一番地
東京府平民 望月

出版人

東京南鍋町二丁目七番地

京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町二丁目五番地

兎屋誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地

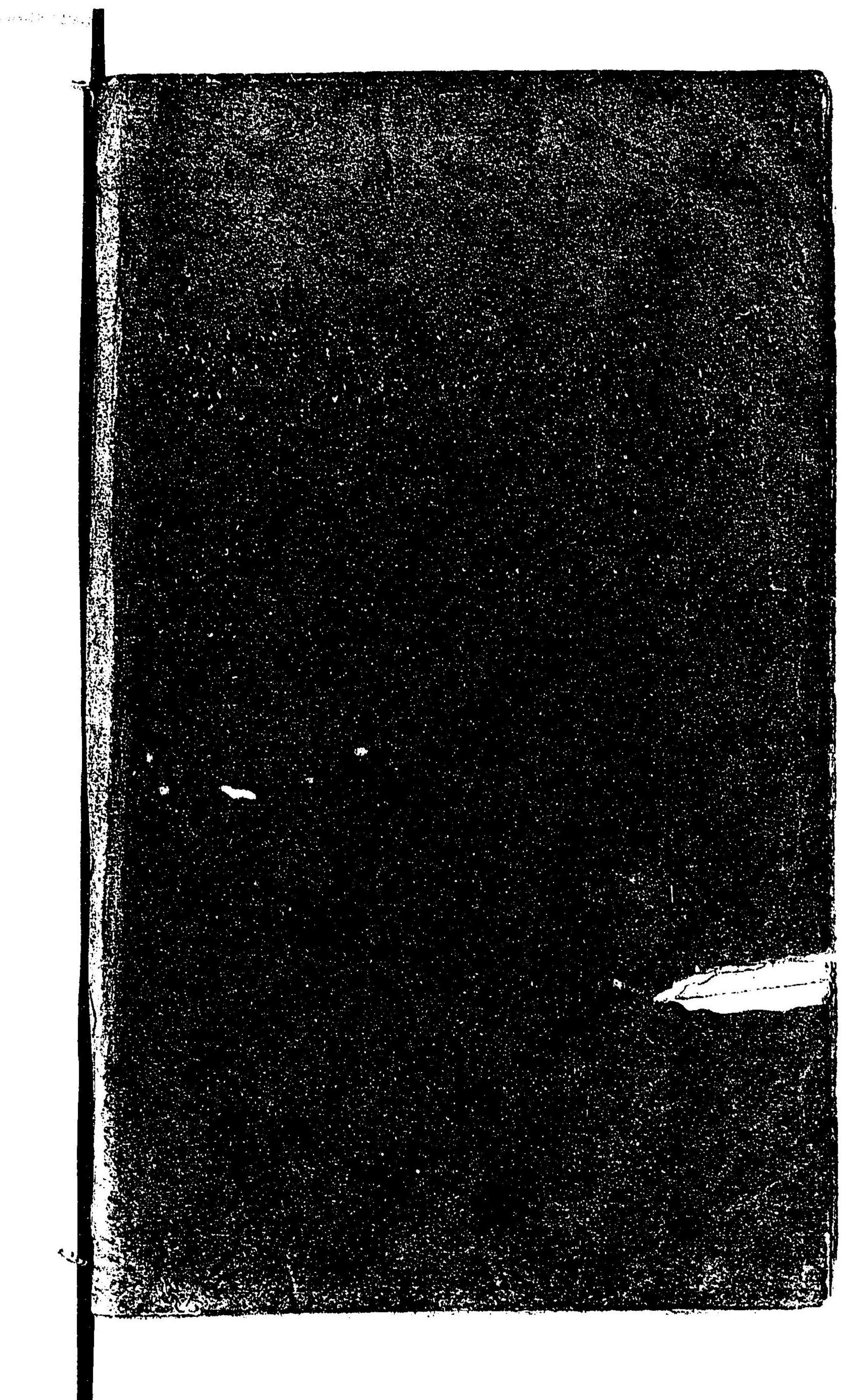
同支

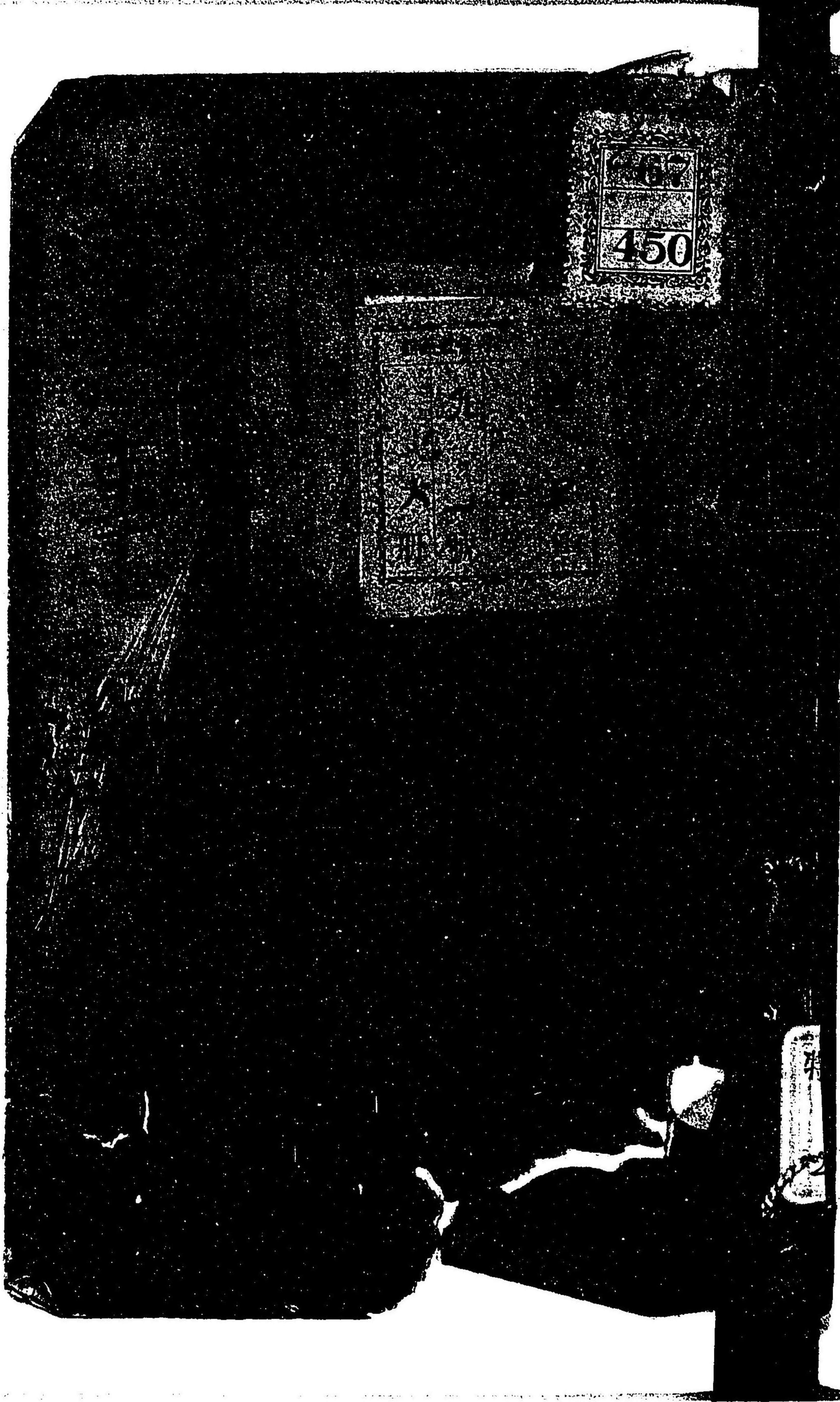
同

東京芝區三島町 山中一市兵衛

店

誠





205168-001-1

特29-261

実事譚 初-3, 6-39編

松村 春風(操) / 編

M14-15

EDV-0182

